



資料 2015-2
平成 28 年 3 月

小規模製造業の課題と 公的支援策の活用に関する調査

大阪府商工労働部

orcie 大阪産業経済リサーチセンター
Osaka Research Center for Industry and the Economy

ま え が き

大阪府には約 30 万の中小企業がありますが、その 85%超、約 26 万に及ぶのが小規模企業です。小規模企業は、地域経済や雇用だけでなく、地域社会にとっても重要な役割を果たしています。特に、製造業においては、社会的分業が進展しており、大阪工業の競争力にとって小規模製造業が組み込まれ、基盤産業として重要な役割を果たしているという側面を有します。

しかし、小規模製造業は、情報化・グローバル化の下で、特に厳しい経営環境が続き、中大規模製造業と比べても著しく減少しています。

こうしたことから、小規模企業関連 3 法が制定されるなど、国における支援の動きも進んでいます。大阪府においても、小規模企業を含めた中小企業振興策を展開していく上で、小規模企業の現状を明らかにしていく必要があります。

経済環境が劇的に変化していく下で、個々の中小工業が置かれた環境、直面する課題は様々ですが、多種多様な中小企業を個々の経営に分解する前に、今一度、群として捉えなおす必要があるのではないのでしょうか。

本報告書では、小規模製造業の現状と小規模製造業に対する政策について明らかにしております。本報告書が、そうした状況を踏まえたきめ細かな施策展開につながるための一助となれば幸いです。

調査実施に当りまして、ご多忙にもかかわらず、格別のご協力をいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査は、当センターの主任研究員町田光弘が担当しました。

平成 28 年 3 月

大阪産業経済リサーチセンター
センター長 小林 伸生

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 要 約 | 1 |
| 第1章 はじめに | 3 |
| 1. 小規模企業への関心の高まり | 3 |
| 2. 小規模企業の重要性 | 5 |
| 3. 小規模企業の推移 | 9 |
| 第2章 小規模製造業の現状と課題 | 14 |
| 1. 製造業の重要性と小規模製造業 | 14 |
| 2. 小規模製造業の現状 | 15 |
| 第3章 小規模企業政策 | 21 |
| 1. 小規模企業政策の動向 | 21 |
| 2. 小規模企業の施策利用状況 | 23 |
| 3. 施策の認知と期待感 | 24 |
| 4. 小規模事業経営支援事業 | 32 |
| 第4章 おわりに | 39 |
| 参考文献 | 41 |

要約

- 小規模企業は、①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供、②雇用の維持・創出、③地域経済社会の担い手としての重要な役割を果たしている。
- 小規模企業は、景況の改善が遅れており、中小企業の中でも減少が激しい。
- 近年、小規模企業に対する関心が高まり、**2013**年以降小規模企業関連**3**法が制定されるなど、支援強化の取組も進んでいる。地方においても中小企業の振興に関する振興条例を制定する中で、小規模企業について言及する都道府県が増加している。
- 製造業は、地域経済の成長にとって重要な域外からの需要を獲得できる有力な産業である。小規模製造業は、自ら輸移出行を行うとともに、基盤産業として地域工業の競争力を支えてきた。
- 大阪府の製造業では、常用雇用者規模**19**人以下の企業が**86.3%**を占め、東京都(**84.9%**)や愛知県(**85.4%**)などの主要府県よりも高い割合を占めている。その経営形態は、個人企業が**41.3%**と高い割合である(東京都**26.3%**、愛知県**36.4%**)。
- 大阪府内製造業において常用雇用者規模**19**人以下の事業所で働く従業者は**35.0%**に達し、神奈川、静岡、愛知といった工業県で約**2**割であるのに比べて、大阪府では雇用面で小規模事業所が果たす役割が大きい。
- 大阪府内製造業の従業者数**19**人以下の事業所数は、**1983**年の**70,990**事業所をピークに減少が続き、**2011**年には**31,269**事業所とピークから**56.0%**減となっており、中大規模事業所の**41.4%**減を大きく上回る減少率である。
- 小規模企業は、交易条件の改善が遅れており、「受注単価が低い」を筆頭に受注に関する経営上の課題を訴える企業が多い。
- 公的な支援は、最近**10**年間で利用経験がないという企業が**4**分の**1**程度あり、規模が小さいほど、そうした傾向が強い。具体的施策の利用については、資金繰りへの支援以外では、規模が小さいほど利用割合が低い。
- 零細企業は、公的支援に関する情報を得ておらず、施策を認知していない企業割合が高い。

- 小規模企業は、経営資源に乏しく情報弱者であり、公的支援を活用する余裕に乏しい可能性があるが、零細企業については、公的支援に期待していない企業割合も高いとみられる。
- 小規模事業経営支援事業について、**2014**年度における府内製造業の経営相談支援事業の利用実績は、「販路開拓支援」が最も多く、以下、「金融支援（経営指導型）」「事業計画作成支援」「労務支援」となっている。
- **2010**年度から**2014**年度への増減をみると、「支援機関紹介」や「記帳支援」などの「定型型支援」が減少傾向にあり、「事業計画作成支援」などの「戦略型支援」は増加した。「その他の支援」では、「財務分析支援」「コスト削減計画作成支援」「**5S**支援」が**2010**年度当初と比べて高い水準で推移している。

第1章 はじめに

小規模企業は、わが国経済において、圧倒的な多数を占める存在であるが、厳しい経済環境にさらされている。本章では、小規模企業の重要性と近年の動向をみていく。

1. 小規模企業への関心の高まり

(1) 小規模企業関連3法

近年、中小企業政策において小規模企業への支援が重視されている。中小企業庁において**2012**年に立ち上げられた「“ちいさな企業”未来会議」は、中小・小規模企業の経営力や活力の向上に向けた課題と今後の中小・小規模企業政策の在り方を討議した。その後も、小規模企業支援強化への取組が続き、小規模企業関連3法が制定された。

まず、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」が、**2013**年に成立した。これは、中小企業基本法等の8本の法律を一部改正し、**1**本の法律を廃止するものである¹。中小企業基本法の改正では、**第3**条の基本理念に小規模企業の意義等が盛り込まれた。

次に、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」と「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が、小規模企業の振興を担保するために策定された（**2014**年に成立）。

小規模基本法は、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要との認識から、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく策定された。法律では中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づけたこと（**第3**条）、小規模企業施策について**5**年間の基本計画を定め（**第13**条）、政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作ったことが特徴である。基本的施策は、図表**1-1**に掲げられているとおりである。

小規模支援法は、小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備するために制定された。これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を整備するものである。商工会・商工会議所は、国に認定された支援計画について、市町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援するというものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等により協力する。

¹ 詳しくは、柿沼・中西（**2013**）pp.121-124を参照。

図表 1-1 小規模基本法における基本的施策

| | |
|---|------------------|
| ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進 (国内外での販路開拓支援 (IT 活用支援等)、経営戦略策定支援等) | 第 14 条 第 15 条 |
| ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進 (事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等) | 第 16 条 第 17 条 |
| ③地域経済の活性化に資する事業の促進 (地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等) | 第 18 条 第 19 条 |
| ④適切な支援体制の整備 (各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等) | 第 20 条 第 21 条 |

(2) 中小企業・小規模事業者振興基本条例

地方自治体が中小企業振興策を展開する上で、近年、注目されるようになったのが中小企業振興基本条例である。中小企業振興基本条例は、「地方自治体が、地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定される」もので、「自治体の政策を具体的に示すものではなく、政策の方向性や自治体の政策に対する姿勢を示すもの (植田、2007、p.82)」である²。制定は、政策に対して拘束力を持つわけではないが³、以下のような意義があるとされる (同 pp. 82-83)。

- ① 地方自治体自身が中小企業ないし、地域の産業を振興するという立場を自治体の内部 (役所や職員、議員) に対して明確にする。
- ② 地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して自治体の考えと方向性を理解してもらえる。
- ③ 行政の姿勢の連続性を担保する。

中小企業基本条例の制定は、2007 年頃から増加し始め、2012 年以降に増加が顕著になった。小規模企業者に関する規定は、当初みられなかったが、2012 年以降、盛り込まれることが多くなった。国だけでなく、地域においても小規模企業への注目が高まっていることの一部を示すものである。

このように、小規模企業への支援機運が高まったのは、小規模企業が重要な役割を果たしているからであり、経済環境が変化の中で厳しい経営状況にある小規模企業が多くなっているにも関わらず、十分な施策が講じられていなかったという反省からである。柿沼・

² 「中小企業振興基本条例」は、地域中小企業の「実態調査」、専門家、地元企業、市民代表などを委員として対策を議論する「産業振興会議」と合わせて、中小企業振興の3つの「定石」とされる (和田、2014)。「①基本条例<PLAN>→②産業振興会議<DO>→③実態調査<SEE>・・・①基本条例<PLAN>→②産業振興会議<DO>→③実態調査<SEE>・・・この連鎖が定石に基づく取り組みの仮定である (同 p.81)」。

³ 岡田他 (2010) では、「これまでの中小企業振興関係の条例の多くは、特定目的のために特定事業者に対して補助金や融資を行ったり、地方税を免除したりするための根拠条例 (p.44)」であったが、中小企業振興基本条例は「当該地方自治体の中小企業振興の理念を明示し、それに対応した施策の基本方向と、地方自治体、中小企業、住民、さらには大企業や大学等の役割を明記した、新しいタイプの『理念条例』 (p.44)」と捉えている。

中西（2013）は、「従前の中小企業政策においては、小規模企業に焦点を当てた政策が講じられてきたとは言えず、中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の活性化に向けた集中的な施策を講ずることが急務とされた（p.118）」と説明している。

2. 小規模企業の重要性

小規模企業は、「地域に密着した活動体として地域の経済社会・雇用を支える礎ともいえる極めて重要な存在」である（中小企業庁編、2015、p.2）。小規模企業の役割としては、①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供、②雇用の維持・創出、③地域経済社会の担い手、が挙げられる。

（1）顧客のニーズに応じた財・サービスの提供

グローバル化が進む下でも地域独自のニーズが存在し、そうしたニーズには大量生産で応じることができない。市場が小さい場合には、小規模企業による財・サービスの提供が期待され、それによって豊かな生活が支えられる。

小規模企業振興基本法第12条の規定により『小規模企業白書』が2015年度版から刊行されるようになった。白書には、数多くの企業事例が掲載されているが、製造事業者をピックアップしたのが図表1-2である。その中で多いのは、地域資源を活用したビジネスである。地元の「わかめ」「牛乳」「桃」「柚」などの食材や木材、又は伝統的な技術を活用した企業の事例である。それ以外では、ニッチな市場に特化したり、顧客と顔の見える関係できめ細かなサービスを展開したりすることによって存立を確保する状況が示されている。

小規模企業は、顧客のニーズに応じた財・サービスの提供という点では、幅広い産業で役割を果たしている。製造業については、消費者向けの財の提供が目につくが、資本財・生産財の供給者としての意義も大きかった。特に、機械工業を中心とした巨大企業の競争力を支える社会的分業構造の下での「裾野産業」としての小規模企業の意義が示された⁴。

⁴ 調査研究成果としては、佐藤（1981）、関・加藤（1990）、渡辺（1997）をはじめ多くの蓄積がある。

図表 1-2 『2015 年版小規模企業白書』にみる製造業関連の小規模事業者掲載事例

| 企業名 | 従業員 | 事業内容 | 備考 |
|-------------------|-----|------------------------------|-----------------------------------|
| 武田食品冷凍(株) | 8名 | 水産加工・販売 | 地元で自生している天然わかめを素潜り漁で丁寧に収穫 |
| (株)佐藤商事 | 11名 | 伝統工芸品川連漆器の製造・販売 | 地域と連携して伝統文化を観光客に紹介するなどの取組を実施 |
| (株)坂田鉄工所 | 12名 | 鋼構造物工事業・機械器具設置工事業 | 製品の設置をする中で溶接の技術を強化 |
| (株)グリーンマウス | 4名 | 理容・美容バサミの製造販売業 | 修理を依頼されたハサミを返す際にコメントを添える |
| (株)ケーエスケー | 12名 | プラスチック・金属の精密切削部品加工業 | 大きなプラスチック材を旋盤やマシンニングセンターで複雑加工。 |
| 山ト食品(株) | 2名 | 菓子製造卸売業、惣菜仕出し製造業 | 地元の新鮮な牛乳と良質な寒天で牛乳寒天を製造 |
| (有)クレスコ | 12名 | 建築用木製品製造業 | 地元の木材を使い木製品の製造。不燃材料・ダイライトの加工で飛躍 |
| (有)みずほフーズ | 1名 | 食品製造業 | 地元の食材を使い桃の漬物等を製造 |
| (有)ニューライフコーポレーション | 4名 | 省エネカーテンの開発・製造・販売 | 大手メーカーと競合するのではなく、機能に特化した商品でスキマを狙う |
| (有)トップテクノ | 5名 | 蓄熱式ホット座布団・クッション・足温器の開発・製造・販売 | 産業用ヒーターの製造で、小ロットで引き受け、顧客提案も可能 |
| (株)柚子っ子 | 5名 | 食品加工販売業 | 地元の柚を使ってユズみそを製造 |
| (株)幸呼来 Japan | 4名 | 裂き織り製品の製作・販売 | 裂き織という伝統技術、古くなった浴衣を使って製品化 |
| (株)エヌ・ツー・エンジニアリング | 11名 | 電気機器などの組立・製造・物流業務の受託 | どんな仕事でも引き受ける。一つの業態に固執しない |
| (有)きなこ菓子工房 | 2名 | 菓子製造販売業 | 地元産の水飴やきなこを使った菓子製造 |
| ニットナゴヤ | 0名 | ベビー服の製造・販売業 | オーガニックコットンを使ったベビー服の製造 |

資料：中小企業庁編『2015 年版 小規模企業白書 ～はばたけ！小規模事業者～』

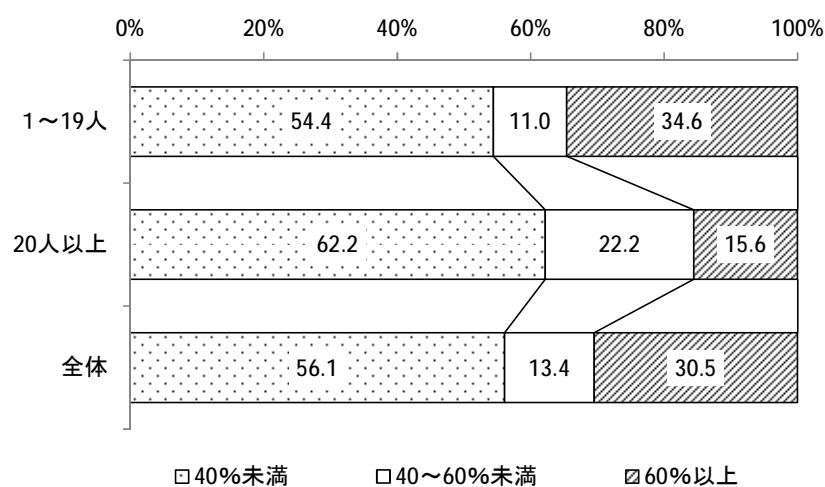
(2) 雇用の維持・創出

雇用の維持・創出については、小規模企業は職住一体というケースもあり、地元での雇用が多い。門真市内製造業の調査をみても、従業者 19 人以下の企業では、従業者の中で市内に居住する割合が高い企業が多い（図表 1－3）。域外の大企業のようにグローバルな事業展開の中で雇用の配置を考える訳ではないという意味で安定した雇用が期待できる。

さらに、「年齢が高い場合は、就職が難しくなるケースが比較的多いが、小規模企業はこうした人々をカバーしている面がある（本多、2003、p.260）」とされ、地域における「失業や生活保護の拡大を防いでいる面（同 p.258）」が注目されている。

総務省「就業構造基本調査」から有業者がどのような規模の企業で就業しているかをみると、15～34 歳では 300 人以上の企業に就業する割合が 42%に達するものの、年齢層が上がるほど、その割合は減少していることがわかる（図表 1－4）。55～64 歳では、1～4 人の企業に就業する者が約 30%、5～19 人の企業には約 17%となっており、就業者の半数近くが 19 人以下の小規模な企業に就業している。65 歳以上になると、その割合はさらに高まり、4 人に 3 人は小規模な企業での就業となっている⁵。

図表 1－3 門真市内に居住する従業者の割合

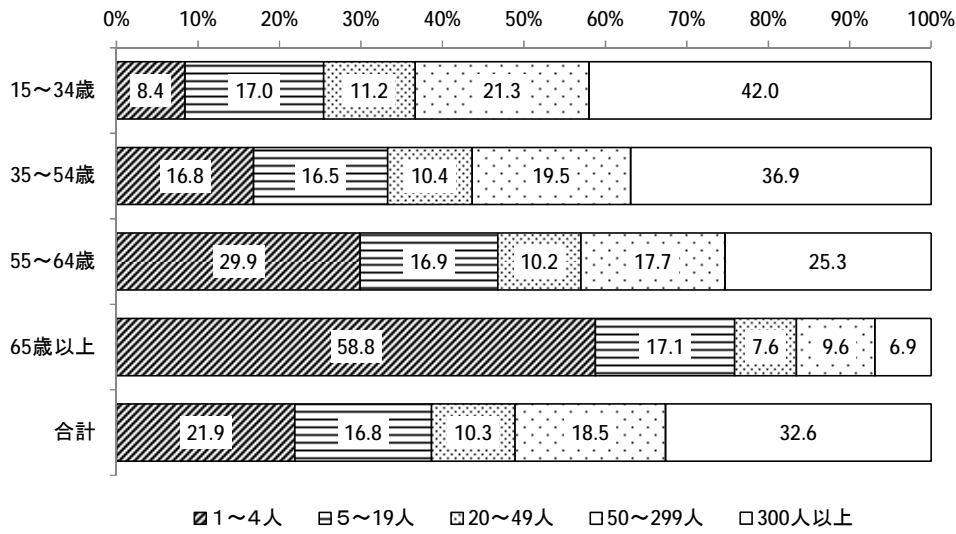


資料：門真市産業振興課『門真市工業系企業実態調査および市民意識調査』平成 24 年 3 月より作成。

(注) 無回答を除く。

⁵ 高齢者の小規模な企業での就業割合は、自営業主や家族従業者を含む有業者「総数」でなく、「雇用者」における割合で見ると縮小するものの、年齢層が上がるほど割合が高まるという傾向に変化はない。

図表 1-4 年齢別有業者の企業従業員規模構成比



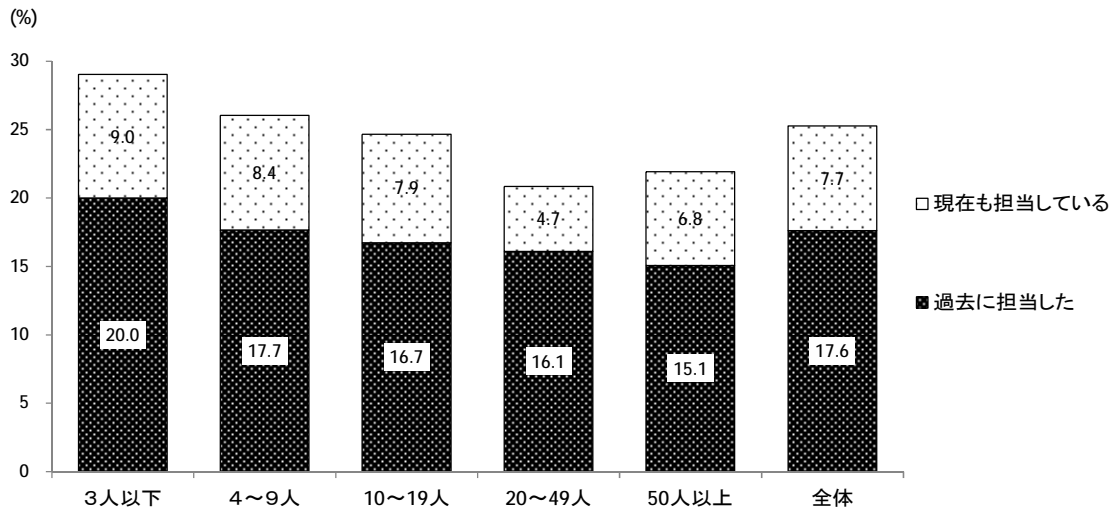
資料：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

(注) 官公庁、その他の団体・法人の者を除く有業者「総数」。

(3) 地域経済社会の担い手

小規模企業は、地域社会の担い手という観点では、祭りなど地域社会・文化の存続に貢献し、工場見学の受け入れなど教育面でも貢献している。本多（2003）は、自営業者が町内会活動に積極的に参加したり、地域振興会や社会福祉協議会などの地域活動団体の役員になっていたりすることを示している。自治会の役員経験の割合をみると、企業規模が小さいほど、その割合が高い（図表 1-5）。

図表 1-5 東大阪市の自治会などの地域自治組織の役員経験



出所：一般社団法人大阪自治体問題研究所・東大阪産業政策会議（2014）より作成。

小規模企業は、わが国産業の競争力を下支えするとともに、地域経済社会に重要な役割を果たしているが、「売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の様々な課題を抱えている」（中小企業庁編、2015、p.2）。このため、小規模企業の振興は、わが国経済にとって、とりわけ地域経済社会にとって重要な課題となる。

3. 小規模企業の推移

(1) 規模別企業数

小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員数が**20人**（商業又はサービス業は**5人**）以下の事業者をいう。全国の小規模企業は、**2012年**に**3,342,814**者あり、全企業に占める小規模企業比率は**86.5%**である（図表1-6）。従業者数は、全規模の従業者の**25.8%**に当たる**11,923,280**人が従事している。

大阪府には同年に**256,293**の小規模企業がある。これは、全国の**7.6%**にあたり、東京都に次いで**2**番目に多い。ただし、府内企業全体に占める小規模企業の割合をみると**85.6%**となっており、全国平均をわずかに下回る。

大阪府の小規模企業比率を「事業所・企業統計」からみると、**1996年**に**86.9%**であり、**2006年**には**86.1%**に低下している。「経済センサス」になった後の**2009年**と**2012年**とを比較しても**86.1%**から**85.6%**へと低下している。企業数は、全体的に減少しているが、小規模企業の減少率が全体を上回っていることから、小規模企業としての存立の困難が強まっていることが示唆される。

(2) 景況感と経営課題

小規模企業の困難は、業況判断**DI**でも示されている。日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」によると、業況が好転した企業の割合から悪化した企業の割合を引いた業況判断**DI**は、バブル経済期の**1990年**頃こそ、従業員**20人**以上の中小企業だけでなく、従業員**20人**未満の小企業においても、プラスの水準であった（図表1-7）。しかし、バブル経済崩壊以降は**DI**が急激に下降した。その後、景気回復の際には中小企業は業況判断**DI**が**0**近辺にまで回復するものの、小企業では低いマイナス水準で滞留したままになっている。**2008年**のリーマンショック後の回復過程においても緩やかな回復に留まり、**2015年10～12月**期において、小企業の業況判断**DI**はマイナス**24.2**と、中小企業のプラス**4.9**とは大きな開きがある。

図表 1-6 規模別企業数の推移（民営、非 1 次産業）

| | 年 | 企業数 | | | | 大企業 (社) | 合計 |
|------|------|---------------|----------------|-------------|-----------------|------------|------------|
| | | 中小企業 (者) | 中小企業比 率 (%) | うち小規模企 業 | 小規模企業 比率 (%) | | |
| 大阪府 | 1996 | 417,162 | 99.6 | 363,695 | 86.9 | 1,537 | 418,699 |
| | 1999 | 390,021 | 99.6 | 338,855 | 86.5 | 1,626 | 391,647 |
| | 2001 | 371,638 | 99.6 | 323,194 | 86.6 | 1,489 | 373,127 |
| | 2004 | 330,737 | 99.6 | 286,604 | 86.3 | 1,256 | 331,993 |
| | 2006 | 315,792 | 99.6 | 273,165 | 86.1 | 1,311 | 317,103 |
| | 2009 | 326,793 | 99.6 | 282,486 | 86.1 | 1,240 | 328,033 |
| | 2012 | 298,381 | 99.6 | 256,293 | 85.6 | 1,065 | 299,446 |
| 東京都 | 1996 | 600,983 | 99.2 | 510,116 | 84.2 | 4,678 | 605,661 |
| | 1999 | 567,485 | 99.2 | 477,693 | 83.5 | 4,741 | 572,226 |
| | 2001 | 548,591 | 99.1 | 460,840 | 83.3 | 4,728 | 553,319 |
| | 2004 | 505,274 | 99.1 | 423,197 | 83.0 | 4,477 | 509,751 |
| | 2006 | 498,978 | 99.0 | 417,062 | 82.8 | 4,797 | 503,775 |
| | 2009 | 487,729 | 99.1 | 408,714 | 83.0 | 4,662 | 492,391 |
| | 2012 | 442,952 | 99.1 | 369,710 | 82.7 | 4,161 | 447,113 |
| 神奈川県 | 1996 | 240,960 | 99.7 | 208,808 | 86.4 | 655 | 241,615 |
| | 1999 | 231,969 | 99.7 | 199,236 | 85.6 | 744 | 232,713 |
| | 2001 | 222,205 | 99.7 | 191,440 | 85.9 | 646 | 222,851 |
| | 2004 | 206,373 | 99.7 | 177,457 | 85.7 | 577 | 206,950 |
| | 2006 | 197,499 | 99.7 | 170,183 | 85.9 | 605 | 198,104 |
| | 2009 | 216,503 | 99.7 | 187,674 | 86.4 | 600 | 217,103 |
| | 2012 | 200,146 | 99.7 | 172,711 | 86.1 | 544 | 200,690 |
| 愛知県 | 1996 | 291,232 | 99.7 | 254,081 | 87.0 | 762 | 291,994 |
| | 1999 | 280,470 | 99.7 | 242,295 | 86.1 | 834 | 281,304 |
| | 2001 | 267,922 | 99.7 | 231,113 | 86.0 | 787 | 268,709 |
| | 2004 | 246,950 | 99.7 | 212,171 | 85.7 | 684 | 247,634 |
| | 2006 | 239,105 | 99.7 | 204,603 | 85.3 | 712 | 239,817 |
| | 2009 | 240,809 | 99.7 | 206,323 | 85.4 | 715 | 241,524 |
| | 2012 | 223,698 | 99.7 | 189,829 | 84.6 | 645 | 224,343 |
| 全国計 | 1996 | 5,089,191 | 99.7 | 4,483,576 | 87.9 | 13,451 | 5,102,642 |
| | 1999 | 4,836,764 | 99.7 | 4,228,781 | 87.2 | 14,340 | 4,851,104 |
| | 2001 | 4,689,609 | 99.7 | 4,102,169 | 87.2 | 13,430 | 4,703,039 |
| | 2004 | 4,326,342 | 99.7 | 3,776,863 | 87.1 | 11,793 | 4,338,135 |
| | 2006 | 4,197,719 | 99.7 | 3,663,069 | 87.0 | 12,351 | 4,210,070 |
| | 2009 | 4,201,264 | 99.7 | 3,665,361 | 87.0 | 11,926 | 4,213,190 |
| | 2012 | 3,852,934 | 99.7 | 3,342,814 | 86.5 | 10,596 | 3,863,530 |
| | | (参考) 従業者数 (人) | | | | | |
| | | 32,167,484 | 69.7 | 11,923,280 | 25.8 | 13,971,459 | 46,138,943 |

(資料) 中小企業庁『中小企業白書』

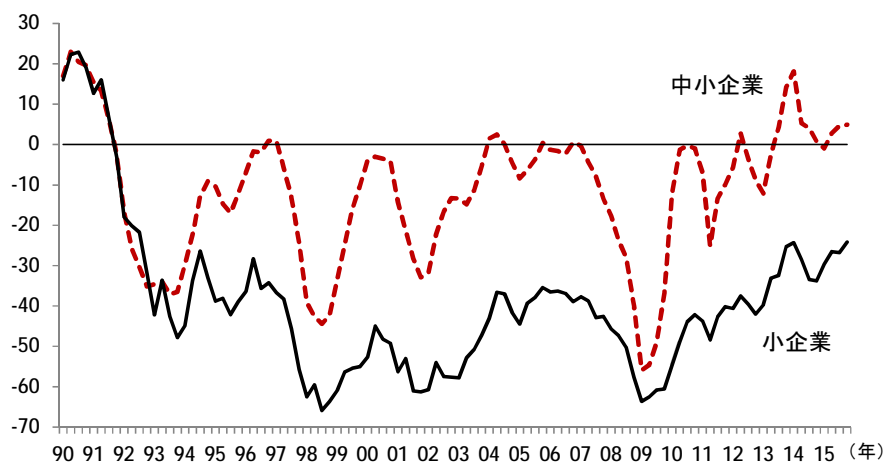
(注) 1. 企業数=会社数+個人事業所（単独事業所と本所・本社・本店）数である。

2. 中小（小規模）企業比率とは、都府県内あるいは全国の企業総数、従業者数に占める中小（小規模）企業数、中小（小規模）企業の従業者数の割合である。

3. 原資料が、2006年までは「事業所・企業統計調査」、2009年からは「経済センサス」であるため、単純に比較することは適切ではない。

4. 1996年の中小企業数は、1999年の中小企業基本法改正後の定義による数値。

図表 1-7 業況判断 DI の推移



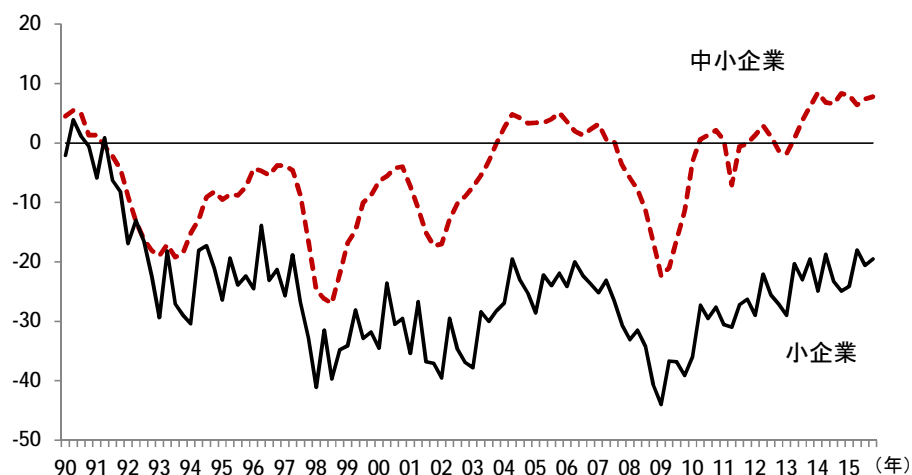
資料：日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」時系列表より作成

(注) 業況判断 DI = 好転企業割合 - 悪化企業割合

調査対象は、日本政策投資銀行の取引先。中小企業は、原則従業員 20 人以上。小企業は、原則従業員 20 人未満（卸売業、小売業、飲食店・宿泊業は同 10 人未満）。2015 年 12 月中旬時点での調査における回答企業数は、中小企業が 5,818 企業、小企業が 6,232 企業。中小企業は季節調整値。

資金繰り DI をみても、小企業では依然として厳しい状況にある（図表 1-8）。近年のアベノミクスの景気回復の下で、中小企業では資金繰りが好転している企業割合が悪化している企業を上回るようになってきているのに対して、小企業では DI は上昇しているものの、依然としてマイナスの水準である。

図表 1-8 資金繰り DI の推移

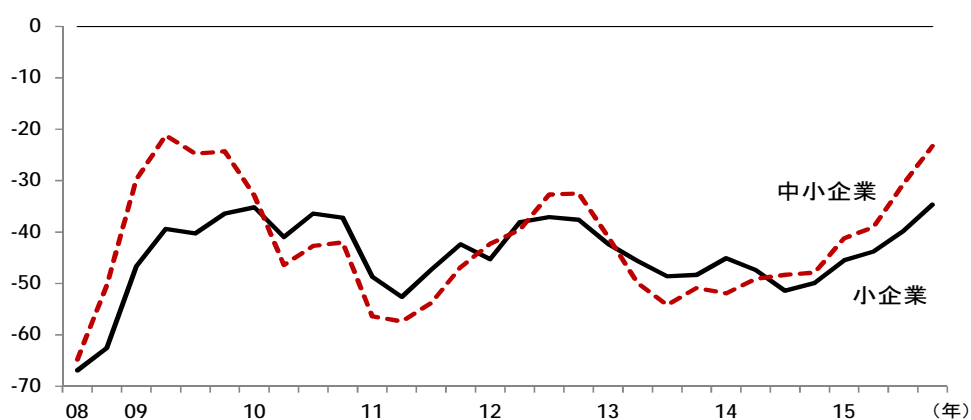


資料：日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」時系列表より作成

(注) 業況判断 DI = 好転企業割合 - 悪化企業割合

小企業の苦境が続く一つの要因は、交易条件の改善が進みにくいことである。販売価格 DI から仕入価格 DI を引いた交易条件は、取引の上での有利・不利を表し、値が上昇すると取引条件の改善により利益を生みやすい状況になると言える。2015年には、原油価格の下落の影響を受けて仕入価格 DI が低下していることから、交易条件は改善しているものの、小企業ではその動きが緩やかである（図表 1-9）。販売価格の上昇が頭打ちになる中でも、仕入価格低下により中小企業交易条件は改善したが、仕入価格低下が緩やかで交易条件改善の恩恵も相対的に小さい小企業は、業況改善が緩やかに留まっている（図表 1-10）。

図表 1-9 交易条件の推移

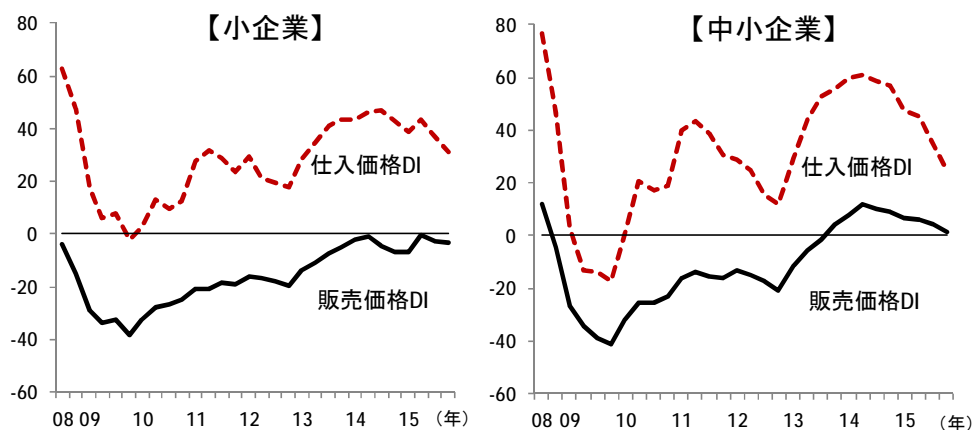


資料：日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」時系列表より作成

(注) 交易条件 = 販売価格 DI - 仕入価格 DI、

販売価格 DI = 上昇企業割合 - 低下企業割合、仕入価格 DI = 上昇企業割合 - 低下企業割合

図表 1-10 販売価格 DI、仕入価格 DI の推移

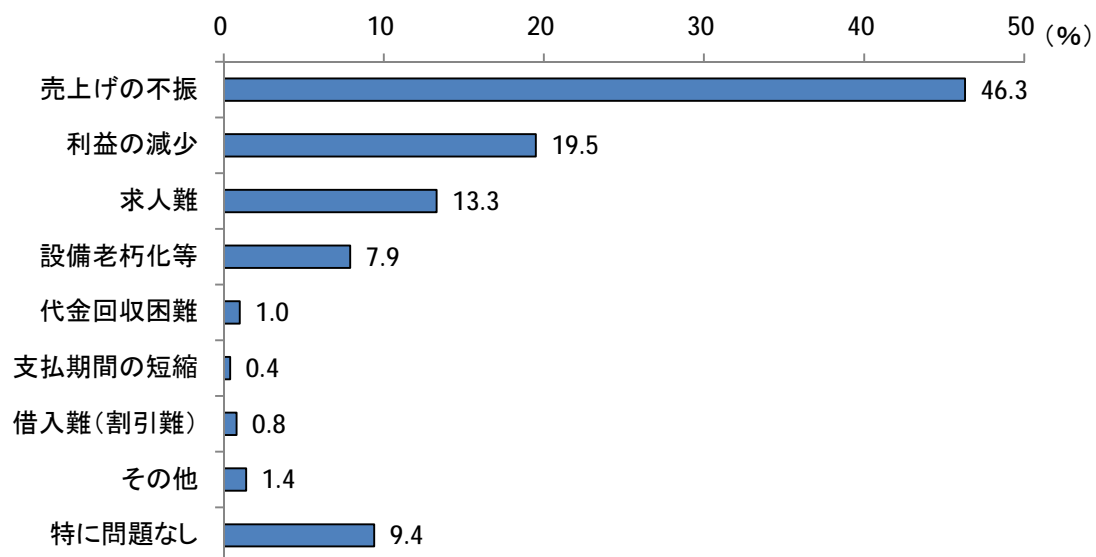


資料：日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」時系列表より作成

(注) 販売価格 DI = 上昇企業割合 - 低下企業割合、仕入価格 DI = 上昇企業割合 - 低下企業割合

小企業の苦境のより大きな要因は受注難である。小企業は様々な経営上の問題を抱えているが、多くの企業にとって最大の問題というは「売上げの不振」であり、それと関連した「利益の減少」を訴える企業も次いで多い。3番目に多いのは「求人難」であるが、その割合は近年高まっている（図表1-11）。

図表1-11 小企業の経営上の問題点（2015年10～12月）



資料：日本政策投資銀行「全国中小企業動向調査」より作成。

(注) 単数回答。

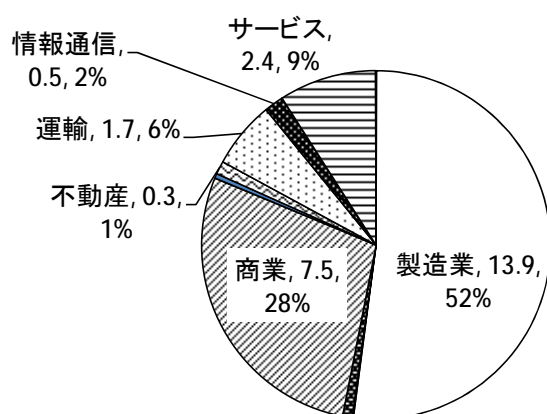
第2章 小規模製造業の現状と課題

小規模企業の中でも、小規模製造業は、地域経済のけん引役として重要な製造業を下支えする重要な活動主体である。本章では、製造業に絞って小規模企業の現状と課題を取り上げる。

1. 製造業の重要性と小規模製造業

地域経済の成長には域外から需要を獲得することが必要であり、輸移出の多寡が地域の成長力を決定する重要な要因である。2008年における大阪府の輸移出額 26.7兆円であるが、産業別にみると製造業が 13.9兆円であり、全産業の 52%を占めている（図表2-1）。サービス経済化が進んだ今日においても、製造業が輸移出の中心であることに変わりはない⁶。

図表2-1 大阪府の輸移出額の産業別構成（2008年）



資料：大阪府統計課（2014）「平成20年 大阪府産業連関表（延長表）」

（注）産業名の右の数値は、輸移出額（兆円）と構成比（%）。13部門表で輸移出額構成比が1%未満の産業の表示は省略。

府外への輸移出は、大企業・中規模企業だけでなく、小規模企業も担い手となっている。八尾市内企業の平均受注先件数をみると、従業員5～19人の企業では受注先24件のうち8件、従業員4人以下の企業でも受注先8件のうち2件が府外の受注先である（八尾市、2003、p.25）。

直接、府外に販売していない企業でも、間接的に輸移出に貢献していることも多い。製造業は、社会的分業によって生産活動が行われており、様々な企業規模の間で多面的な取引関係が構築されているからである。特に、加工組立型産業においては、小規模企業が自

⁶ 商業が28%、運輸が6%と少なからぬ割合を占めているが、これらの産業についても、製造業の輸移出の動きに付随する場合も少なくないことから、見かけよりもさらに製造業の輸移出が重要といえる。

自動車や電気機械といった機械工業の生産ピラミッドの末端に位置しながら、わが国工業の競争力を支えてきたのである⁷。

2. 小規模製造業の現状

(1) 企業数と経営組織

大阪府内の製造業は、2014年に**41,586**者ある(図表2-2)。

まず、企業常用雇用者規模別にみると、**19**人以下の企業は**35,901**者と**86.3%**を占める⁸。この割合は、東京都や愛知県など主要府県よりも高く、全国の割合も上回っている。大阪工業では、小規模企業のウェイトが大きい。

さらに詳しくみると、常用雇用者**4**人以下の零細企業が**60.5%**と大きな割合を占めている。これは、東京都の**64.2%**を下回るものの全国よりも高い割合であり、大都市工業の零細性が示されている。

次に、大阪府の製造企業を経営組織別にみると、会社企業が**26,739**社、個人企業が**14,874**者と、会社企業が**64.3%**と過半を占める(図表2-3)。個人企業は**35.7%**の割合となり、他の主要府県と比べると、個人企業が絶対数でも割合でも高いことが特徴的である。企業数で大阪府を上回る東京都では、個人企業は**10,262**者にすぎず、全体に占める比率は**22.3%**である。

図表2-2 製造業の企業数(企業常用雇用者規模別、2014年)

| | 企業数 | | | | | 割合 | | | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 大阪府 | 東京都 | 神奈川県 | 愛知県 | 全国 | 大阪府 | 東京都 | 神奈川県 | 愛知県 | 全国 |
| 19人以下 | 35,901 | 38,988 | 13,972 | 28,110 | 356,254 | 86.3 | 84.9 | 84.2 | 85.4 | 85.8 |
| 20~299人 | 5,297 | 5,965 | 2,435 | 4,495 | 55,476 | 12.7 | 13.0 | 14.7 | 13.7 | 13.4 |
| 300人以上 | 388 | 995 | 193 | 300 | 3,566 | 0.9 | 2.2 | 1.2 | 0.9 | 0.9 |
| 全規模累計 | 41,586 | 45,948 | 16,600 | 32,905 | 415,296 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 0~4人 | 25,139 | 29,476 | 9,692 | 19,750 | 254,634 | 60.5 | 64.2 | 58.4 | 60.0 | 61.3 |
| 5~9人 | 6,480 | 5,707 | 2,502 | 4,966 | 59,210 | 15.6 | 12.4 | 15.1 | 15.1 | 14.3 |
| 10~19人 | 4,282 | 3,805 | 1,778 | 3,394 | 42,410 | 10.3 | 8.3 | 10.7 | 10.3 | 10.2 |
| 20~29人 | 1,742 | 1,632 | 749 | 1,452 | 18,116 | 4.2 | 3.6 | 4.5 | 4.4 | 4.4 |
| 30~49人 | 1,481 | 1,523 | 702 | 1,268 | 15,903 | 3.6 | 3.3 | 4.2 | 3.9 | 3.8 |
| 50~99人 | 1,205 | 1,532 | 552 | 991 | 12,659 | 2.9 | 3.3 | 3.3 | 3.0 | 3.0 |
| 100~299人 | 869 | 1,278 | 432 | 784 | 8,798 | 2.1 | 2.8 | 2.6 | 2.4 | 2.1 |
| 300~999人 | 289 | 643 | 138 | 201 | 2,676 | 0.7 | 1.4 | 0.8 | 0.6 | 0.6 |
| 1,000~1,999人 | 54 | 164 | 31 | 56 | 485 | 0.1 | 0.4 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| 2,000~4,999人 | 33 | 121 | 16 | 30 | 279 | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 5,000人以上 | 12 | 67 | 8 | 13 | 126 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」企業等に関する集計

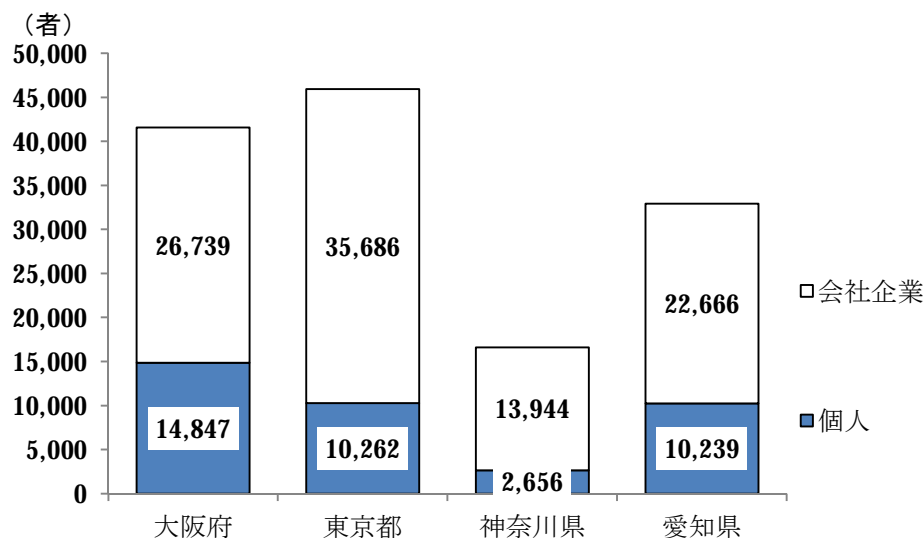
(注) 企業数は、個人と会社企業の合計。

⁷ 機械工業を俯瞰的に捉える場合には、小規模企業が需要分野の異なる多数の受注先を持っているという観点から「ピラミッド」と表現するよりも「山脈構造型社会的分業」(渡辺、1997)と捉えるほうが適切であろう。

⁸ 経済センサスには、常用雇用者規模と従業者規模の統計がある。従業者には、有給役員、個人業主、無給の家族従業者を含んでいるが、常用雇用者には、そうした従業者が含まれていない。

常用雇用者規模 19 人以下の小規模な企業では、個人企業の割合は大阪府では 41.3%にまで高まり、4 人以下でみると、その割合は 54.5%と過半を占める（図表 2-4）。東京都や神奈川県では、その割合が 4 人以下でも 3 分の 1、4 分の 1 に留まるのと比べ、大阪府では、零細企業では「個人」組織で事業を営む方が多いという特徴がある。

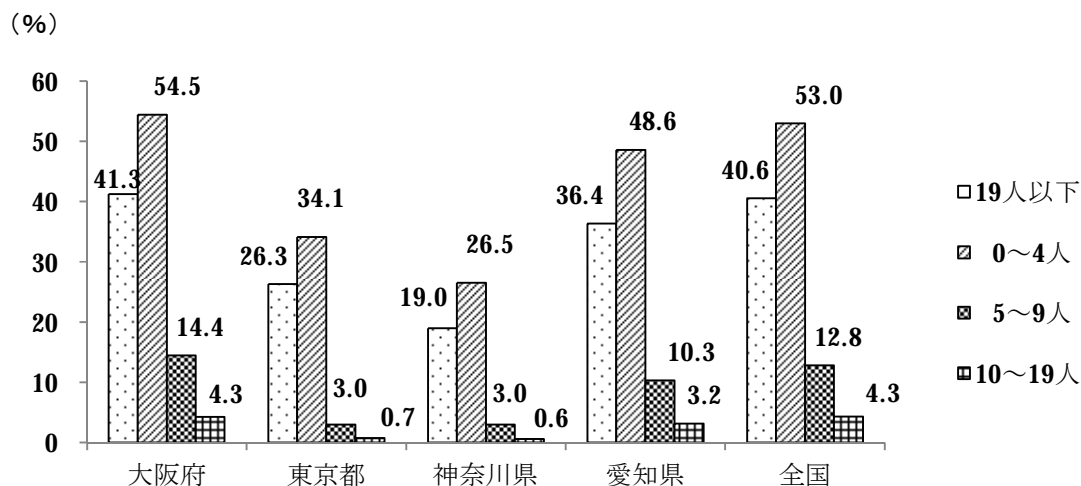
図表 2-3 経営組織別企業数（製造業、2014 年）



資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」企業等に関する集計

（注）企業数は、個人と会社企業の合計。

図表 2-4 小規模な企業における個人企業の割合



資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」企業等に関する集計

（注）企業数は、個人と会社企業の合計。

(2) 事業所・従業者数・出荷額

19人以下の大阪企業 35,901 者の国内事業所数は 37,844 であり、小規模企業のほとんどが、他に支所を持たない「単独事業所」であることを示している（図表 2-5）。19人以下の大阪企業で働く国内従業者数は 200,361 人であり、全国の大阪企業で働く従業者 1,008,598 人の 19.9%にあたる。

図表 2-5 大阪企業と府内事業所の概要（2014 年、常用雇用者規模別）

| | 大阪企業 | | | 大阪府内の事業所 | |
|----------|--------|--------|-----------|----------|---------|
| | 企業数 | 国内事業所数 | 国内従業者数 | 事業所数 | 従業者数 |
| 全規模計 | 41,586 | 57,780 | 1,008,598 | 46,006 | 650,887 |
| 小規模 | 35,901 | 37,844 | 200,361 | 40,411 | 228,072 |
| 0~4人 | 25,139 | 25,589 | 76,524 | 27,575 | 83,042 |
| 5~9人 | 6,480 | 6,993 | 55,389 | 7,691 | 64,132 |
| 10~19人 | 4,282 | 5,262 | 68,448 | 5,145 | 80,898 |
| 20~29人 | 1,742 | 2,514 | 46,686 | 2,044 | 53,805 |
| 30~49人 | 1,481 | 2,752 | 61,668 | 1,647 | 67,465 |
| 50~99人 | 1,205 | 3,283 | 89,222 | 1,168 | 83,467 |
| 100~299人 | 869 | 4,379 | 145,498 | 561 | 92,057 |
| 300人以上 | 388 | 7,008 | 465,163 | 175 | 126,021 |

資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」企業等に関する集計

(注) 個人と会社企業の合計。常用雇用者規模区分は、大阪企業は企業ベース、大阪府内の事業所は事業所ベース。

一方、大阪府内で働く従業者のうち、どの程度が小規模企業で働いているかは明らかではないが、事業所規模ベースでは掴むことができる。大阪府内において常用雇用者規模 19 人以下の小規模な事業所で働いている従業者は 228,072 人であり⁹、府内事業所で働く従業者 650,887 人の 35.0%に達する（図表 2-6）。神奈川、静岡、愛知といった工業県では、小規模事業所で働く従業者は約 2 割であるのに対して、大阪府での割合の高さが際立ち、雇用面で小規模事業所が果たす役割が大きいことが示されている。

上記の事業所数や従業者数は、「平成 26 年経済センサス基礎調査」の結果であり、「工業統計」における製造業の事業所数とは異なる。「平成 24 年経済センサス活動調査」は、調査結果を産業横断的集計として公表する他に、産業別集計として製造業の実態を報告している。産業別集計が毎年実施されている「工業統計調査」に則した集計であり、以下の 2 つの要件に合致する事業所を対象とした集計である。

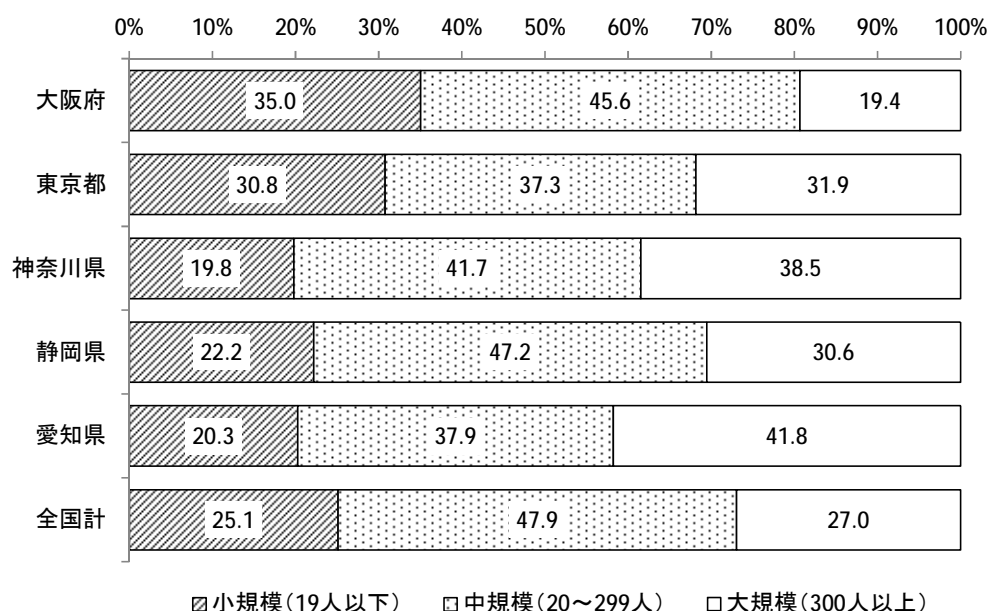
- ① 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ② 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

すなわち、経済センサスでは、製造業の企業に属すれば、製造・加工機能を持たない本

⁹ 常用雇用者 20 人以上の中大規模企業が複数の事業所を保有し、そうした事業所規模が 19 人以下である場合、そうした事業所が小規模な事業所に含まれていることに注意が必要である。

社や輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等を行う事業所も含まれるのに対して、工業統計では、そうした事業所は集計対象から除外されている¹⁰。

図表 2-6 従業者数の事業所常用雇用者規模別構成比（2014年）



資料：総務省「平成 26 年経済センサス活動調査」企業等に関する集計

(注) 個人と会社企業の合計。常用雇用者規模区分は、事業所ベース。

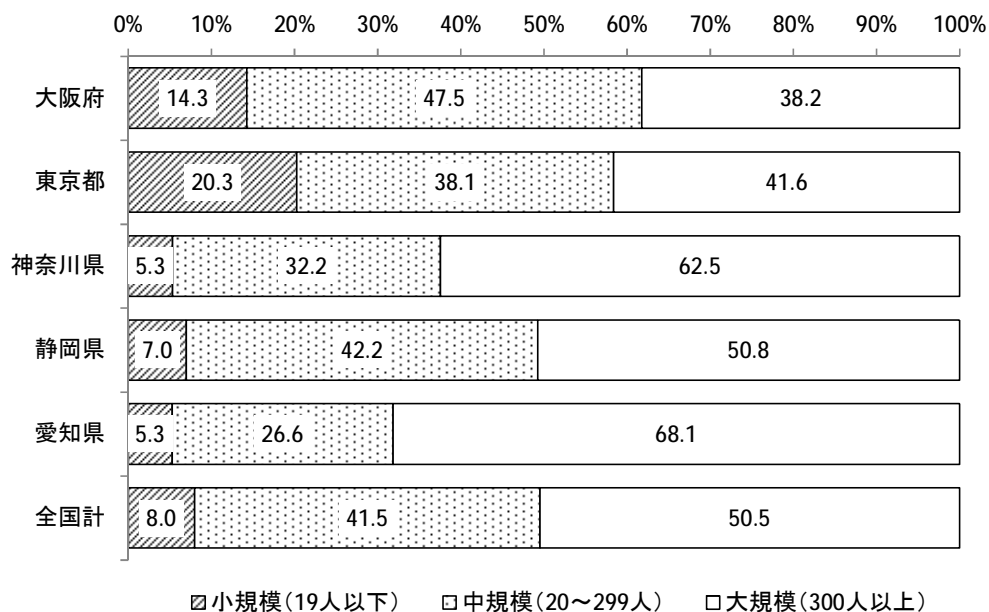
小規模企業の生産活動を把握するには、製造品出荷額等が調査されている工業統計ベースでみていく必要がある。工業統計ベースで全数調査がなされた直近年は、経済センサス活動調査により実施された 2012 年であり、経理事項は 2011 年の数値となる。これによる製造品出荷額等の事業所規模別構成比をみると、大阪府では神奈川や愛知県と比べて 299 人以下の中小規模事業所の構成比が高いことが明らかであるが、19 人以下の小規模な事業所による製造品出荷額等の構成比となると 14.3%になる（図表 2-7）。東京都の 20.3%よりは低いが、他の主要工業県だけでなく、全国平均と比べても高い割合であるが、前述の従業者構成比と比べると小さい割合となっている¹¹。

¹⁰ 平成 24 年の経済センサスでは、全国の製造業の事業所は、産業横断的集計で 493,378 事業所あったが、産業別集計では 393,391 事業所であり、2 割強少なかった。（総務省「平成 24 年経済センサス活動調査」<産業別集計>製造業、産業編「利用上の注意」参照のこと）

http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/kakuho/pdf/r_seizo2.pdf

¹¹ ただし、集計対象が異なるので厳密な比較には適当でない。

図表 2-7 製造品出荷額等の事業所従業者規模別の構成比（2011年）



資料：総務省「平成 24 年経済センサス活動調査」産業別集計（製造業）

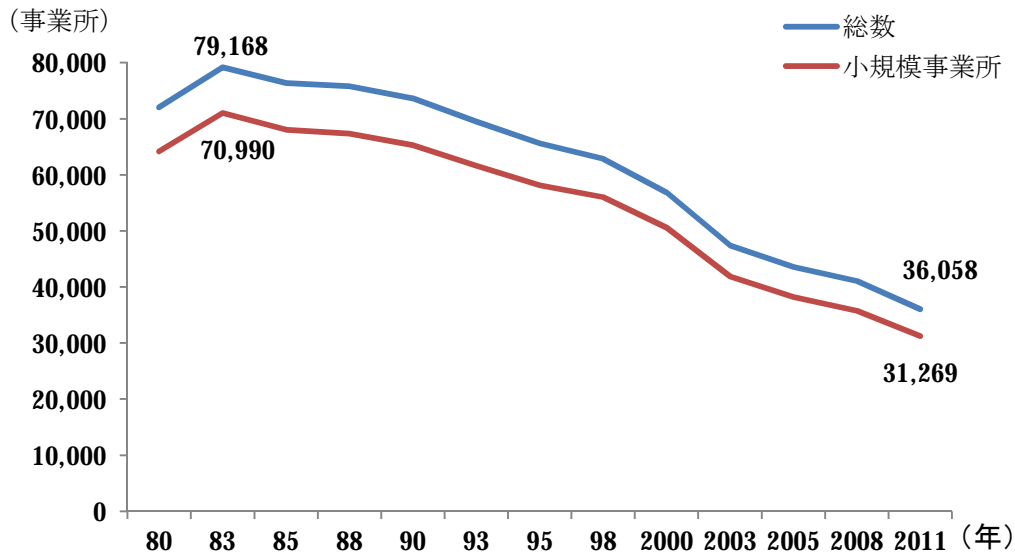
経済産業省「工業統計」から、近年の大阪府内製造業の事業所数を全数調査年についてみると、製造業の事業所数は昭和 58 年の 79,168 事業所をピークに減少が続き、23 年には 36,058 事業所とピークから 54.5%減となっている（図表 2-8）¹²。

従業者数 19 人以下の小規模事業所と 20 人以上の中大規模事業所に分けてみると、小規模事業所の減少率は 56.0%減と中大規模事業所の 41.4%減を大きく上回る減少率である。小規模事業所の存立が極めて厳しかったことを示している。

経営上の課題は、受注から生産、販売面など多岐にわたって掲げたが、多かったのは、「受注単価が低い」を筆頭に受注に関するものである（図表 2-9）。規模別には、「受注量が少ない」及び「受注が不安定」については規模が小さいほど高い割合となっている。また、「資金難」についても規模の小さい企業で課題とする割合が高い。これとは反対に、「技術開発力が不足」は規模が大きくなるほど割合が高い。

¹² 「工業統計調査」は、平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していたが、21 年以降は、従業者 3 人以下の事業所を除く調査となった。ただし、23 年については、「平成 24 年経済センサス活動調査」で、全事業所が調査され、全数調査の集計結果が一部示されている。

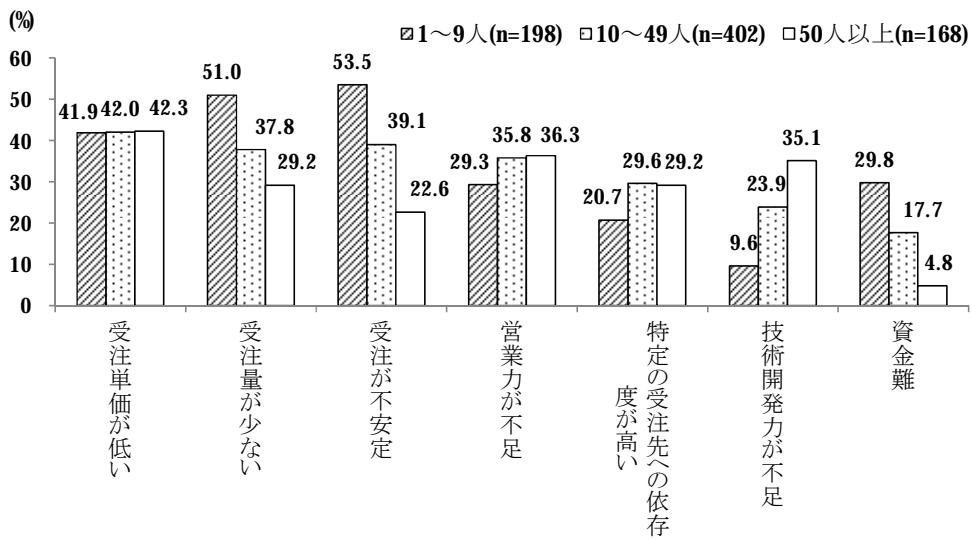
図表 2-8 大阪府内製造業事業所数の推移



資料：大阪府統計課「大阪の工業」

(注) 小規模事業所は、従業者数 19 人以下の事業所。23 年は平成 24 年 2 月現在の数値。

図表 2-9 経営上の課題（複数回答）



資料：大阪産業経済リサーチセンター『中小工業における規模間業績格差の要因について —大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査—』平成 26 年 3 月、図表 7-1-2 を転載。

(注) あてはまるもの全てに回答。全体で回答が多かった 7 項目のみを図示

第3章 小規模企業政策

「中小企業全般を対象とする政策は、企業規模の格差から生ずる問題に対して政策的に介入することが有効であり、しかもその政策が産業を基準とするアプローチよりも、企業規模を基準とする方がより有効である場合に必要となる（横倉、1984、p.448）」。小規模企業政策についても、「小規模」であることによって生じる問題に対して、政策的に介入することが望ましく、かつ有効なアプローチがある場合になされるものである。

本章では、小規模企業政策について概観するとともに、施策利用状況や認知度について述べる。

1. 小規模企業政策の動向

旧中小企業基本法では、「小規模事業従事者の生活水準が向上するよう適切に配慮を加え」とあり、「第4章小規模企業」という章を設けて、「小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払う」（第23条）とされた。企業への支援に留まらず、従業者の生活にまで言及していることが特徴であった。企業経営の改善については、「生業からの脱皮と従業員の雇用構造の底辺からの引上げに重点」があったと評されている（通商産業政策史編纂委員会編、2013、p.720）。このため、経営改善普及事業によるきめ細かな経営相談と指導、これにリンクした無担保無保証人融資、設備近代化資金貸付制度による無利子の設備資金の供給、小規模企業経営者の退職金対策ともいうべき共済制度などが、必要な小規模企業政策として位置づけられた（同p.720）。

1999年に新基本法の検討とともに並行して検討された中小企業政策審議会では、『『小規模企業が創業や成長の苗床として機能するよう支援すること』を主たる政策理念とし（同p.721）、政策の重点としては「①企業者の意識改革を促し、経営革新による事業環境変化への対応を促進すること、②個人を含め創業支援に係る施策を充実させること、③市場から退出する企業に対して生活の安定や事業の再編を容易にする環境の整備を図ること（同p.721）」が示された。

このような流れの中、小規模企業対策としては、様々な施策が講じられてきたが、現在も実施されている主なものとしては、①経営改善普及事業、②設備近代化資金制度、③小規模企業共済制度、がある。

（1）経営改善普及事業

経営改善普及事業は、小規模企業者を対象としてきめ細かな経営指導を行い、あわせて施策の普及などを図るものとして、1960年5月「商工会の組織等に関する法律」の制定による商工会の誕生とともに、商工会の主要事業として発足した。商工会議所においても同時期に開始された（同p.727）。この事業は、「商工会・商工会議所に設置された経営指導員

による窓口指導・巡回指導、経営コンサルタントなどを派遣して講演会・講習会などを行う集団指導、税理士・会計士などの専門家を招へいして行う個別指導などであり、相談に応じて金融斡旋や事務代行なども行った（同 p.728）。

この経営指導を補完するものとして、商工会・商工会議所の推薦により国民金融公庫から融資を受けることができる制度として、1973年に無担保・無保証人の「小企業経営改善資金融資制度」（マル経融資）が発足した（同 p.730）。

2014年に成立した小規模支援法により、経営発達支援事業が実施されることになり、経営改善普及事業の中に位置づけられた。「経営発達支援事業は、小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中でも特に重点的に実施する事業であり」、「商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする（中小企業庁経営指導部小規模企業振興課、2016、p.3）」とされる。記帳、税務、金融指導等による小規模事業者の「経営の改善」だけでなく、潜在的な顧客層に向けた商品の販売方法の変更等、ビジネスモデルの再構築による「経営の発達」を、地域に根ざした商工会・商工会議所が核となって支援するという枠組みである。市区町村・都道府県、地銀・信金・信組等との連携により「地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制」と表現されている。

（2）設備近代化資金制度

設備近代化資金は、当初借入れの3分の2の自己負担分の調達が必要であったことから「相当の信用力と経済力を持っている企業だけを支援する結果となっているとの指摘（通商産業政策史編纂委員会編、2013、p.746）」があり、1960年度以降は、原則として従業員100人以下の中小企業を対象に貸付割合が2分の1になった。1984年度以降は、補助金の投入による無利子融資制度である設備近代化資金は、小規模企業政策の一環として位置づけられるようになった（同 p.748）。

中小企業設備近代化資金貸付制度と設備貸与制度の根拠法であった「中小企業近代化資金等助成法」は、1999年に「小規模企業者等設備導入資金助成法」へと改正されたが（同 p.758）、小規模企業活性化法の施行による小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、2015年3月に廃止された。すなわち、「経営支援と一体的な小規模事業者向けの金融支援（柿沼・中西、2013、p.124）」が中心となったのであり、支援機関のサポートの下で経営改善に取り組む場合に、信用保証協会の保証料が減免されたり、日本政策金融公庫の融資を低金利で受けられたりするようになった。

（3）小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、「小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与する」ことを目的とする制度である（小規模企業共済法第1条）。「小規模企業者の退職金制度」といわれる

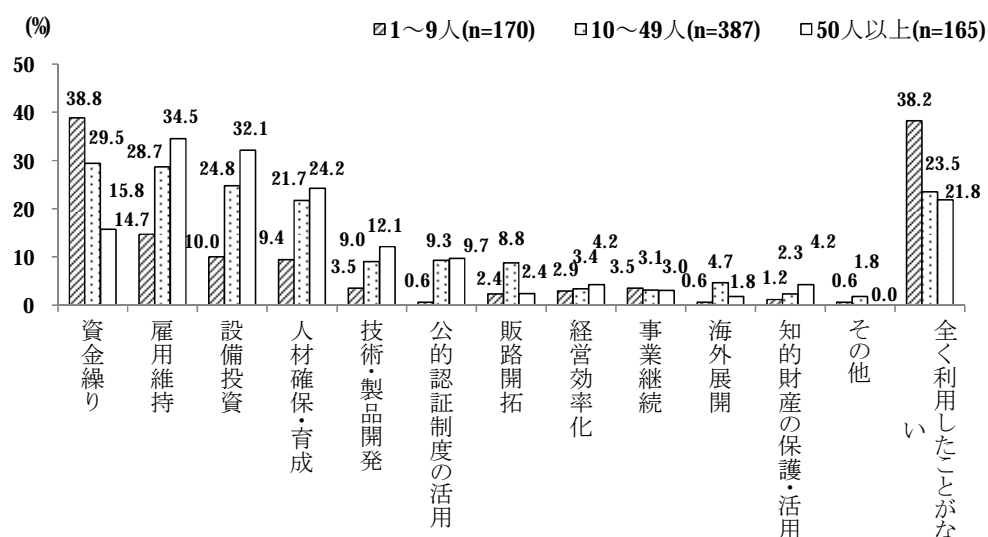
当制度によって小規模企業者の廃業時、退任時の生活安定資金や事業再建資金の確保が可能となった。

小規模企業は、中小企業の一つの範疇であることから、中小企業を対象とした一般的な施策についても当然ながら活用できる。次に、施策の利用状況をみてみよう。

2. 小規模製造業の施策利用状況

当センターが2013年に、府内製造業の会社企業に対して行ったアンケート調査結果では、最近10年間で公的な支援を「全く利用したことがない」企業割合は26.6%であり、4社に1社の中小企業が、中小企業施策を全く利用していない（大阪産業経済リサーチセンター、2014、p.84）¹³。企業規模によって利用度合いには差があり、従業者1～9人の零細企業では「全く利用したことがない」との回答は38.2%に達する（図表3-1）。

図表3-1 最近10年間で利用した公的支援策



資料：大阪産業経済リサーチセンター『中小工業における規模間業績格差の要因について－大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査－』平成26年3月、図表7-2-2を転載。

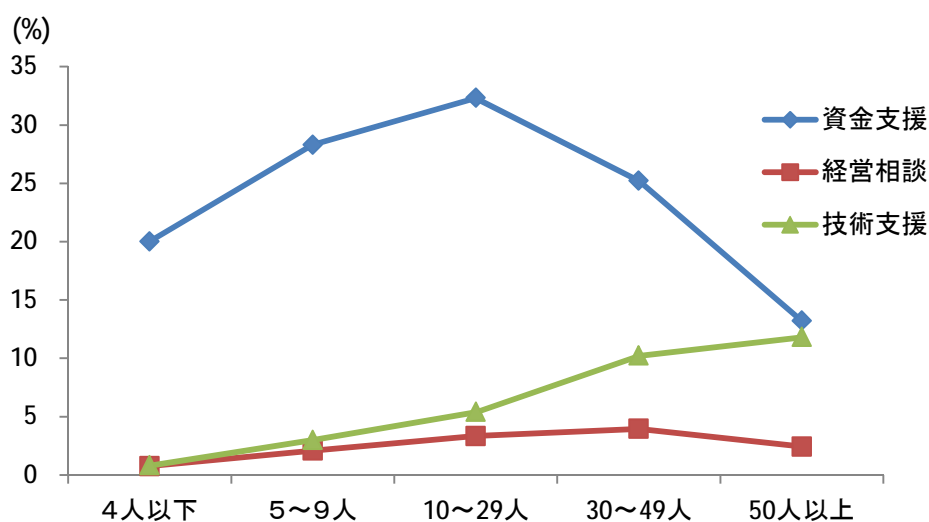
利用したことがある場合、最も利用が多いのは「資金繰り」(28.4%)で、以下、「雇用維持」(26.5%)、「設備投資」(23.2%)、「人材確保・育成」(19.3%)と続く(複数回答)。この場合も企業規模間格差が大きく、「資金繰り」では規模が小さくなるほど利用割合が高いのに対して、それ以外の項目では概ね規模が大きくなるほど利用割合が高い。雇用や設備に関する事項については、企業規模が小さくなるほど、人材確保や設備投資の必要性・機

¹³ 公的機関からのアンケート調査に回答した企業の調査結果であり、調査対象が会社企業に限定されていることから、個人企業を含めた全体では公的施策を利用した企業の割合は調査結果より、さらに低い可能性がある。

会が少なく¹⁴、公的支援策を活用しようとする場面も減ると考えれば、当然の結果と解することも不可能ではないが、**10**年間という長期間を捉えていることを考えると、小零細企業とそれ以外の中小企業とでは公的支援の利用格差は検討を要する課題である。

大阪市製造業に対する調査でも、経営相談や技術支援施策を利用した企業は**4**人以下の零細企業にはほとんどみられず、規模が大きくなるに従って施策を利用した企業の割合が緩やかに増加していく(図表3-2)。施策の中で多く利用されているのは資金支援であり、**10~29**人層では約**3**割の企業が利用している。ただし、**30**人以上になると、規模が大きくなるほど利用率が低下している。

図表3-2 施策利用企業の割合



出所：本多(2013)表7-3(p.207)より作成。

(注) 大阪市製造業実態調査(2002年6~12月実施)の各規模の企業数を母数とする割合。

3. 施策の認知と期待感

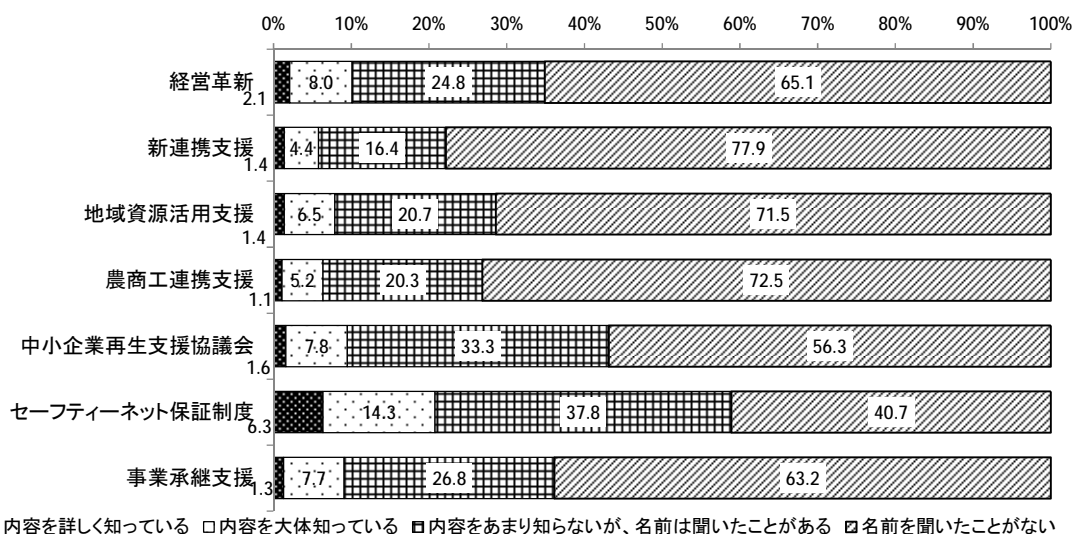
(1) 施策の認知状況

小規模企業の経営は厳しい状況にあり、中小企業施策の利用が多くなりそうであるが、実際には、小規模企業の施策利用は進んでいない。何故、小規模企業の施策の活用は進んでいないのであろうか。そもそも施策は、どの程度認知されているのであろうか。

安田(2013)は、小規模企業等に対してWEB調査を実施し、図表3-3のような結果を得ている。中小企業政策については「内容を詳しく知っている」に「内容を大体知っている」を加えても、セーフティネット保証制度を除き、**1**割程度の認知度であり、政策そのものを知らない企業が多いことが確認できる。

¹⁴ 大阪シティ信用金庫の、10人未満の従業員が**59.2%**を占めるアンケート調査結果では「設備投資計画」がある企業は**21.8%**にすぎない(「大阪府内中小企業景況調査(2015年10~12月期)」)。

図表 3-3 主要中小企業政策の認知状況



資料：安田（2013）p.160 より。

（注）2013年2月に実施された「中小企業政策の普及に関するアンケート調査」（協力：株式会社マクロミル）によるWEB調査で、対象は全国の自営業者（515人）、経営者・役員（515人）。

（2）施策情報の情報源

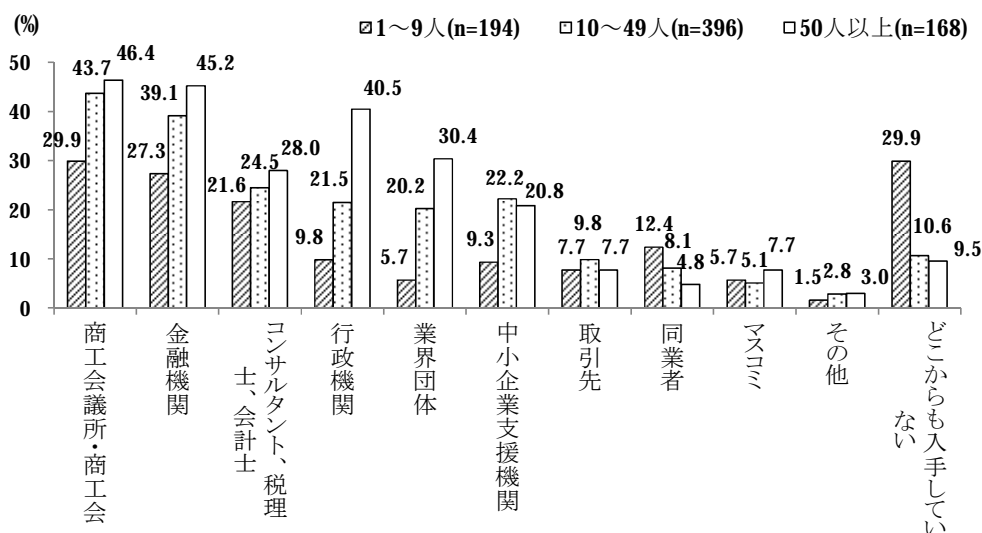
では、公的支援施策はどのような経路で入手されているのか。当センターで実施した調査では「商工会議所・商工会」が最も多く、「金融機関」「コンサルタント、税理士、会計士」となっている（図表3-4）。

ほとんどの入手先について、規模が小さいほど、そこから情報を入手している割合が低い。特に、「行政機関」については50人以上の企業では、4割を超え高い割合となるのに対して、1～9人規模の企業では1割に満たない。

規模が小さくなるほど、各情報入手先から支援情報を得ている割合が低い傾向の例外は、「同業者」である。規模が小さいほど情報入手割合が高く、零細企業にとっては、「仲間企業」が重要なことが示唆されている。

この調査結果からも、多様な情報入手先のどこからも支援情報を入手していない企業の割合が9人以下の小零細企業では高く、10人以上の企業とは情報格差が存在することが示されている。

図表 3-4 公的支援に関する情報の入手先（複数回答）



資料：大阪産業経済リサーチセンター『中小工業における規模間業績格差の要因について－大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査－』平成 26 年 3 月、図表 7-2-1 を転載。

安田（2013）は、小規模企業の施策認知に関して、

- ① 情報弱者説：人的資源やネットワークの制約から施策の情報を収集する余裕がない
- ② 情報無関心説：（自身から見て遠い存在の）国の施策への関心が低い

という 2 つの仮説を提示している。施策の浸透のための小規模企業への施策認知経路については、「企業規模が小さいほど、新聞等情報等公開された情報手段への依存度が高く、規模が大きいほど、個別企業独自のネットワークを情報源とすることが多い（p.167）」としている。「情報弱者説」に立てば「小規模層では人材等の経営資源が乏しくその結果、同業種の企業との施策情報に係るネットワークを組める体制が整っていない（p.167）」と解釈される。小規模企業が構築した身近なネットワークを活用して施策の認知度を上げていくことが、施策利用による企業の維持発展を促すのに有効な方法とみられる。一方、情報無関心説に立てば「小規模層はそもそも関心の無い施策情報は、容易に、かつ、偶然的に情報を得られる経路に依存する（p.167）」と解釈できるという¹⁵。この場合には、ウェブサイトで検索すれば必要な施策情報を得ることができるとはいえ、広報誌やチラシなど、そしてマスコミを通じて「偶然」情報を得られる機会を増やすことが小規模企業にとっては特に重要ということになる。

¹⁵ 小規模企業者に対するアンケート調査結果によると、小規模企業は、中小企業施策に関する情報を「日常的なやり取り（仕入、販売先、顧客との会話等）」が 64.1%と最も高く、「業界や地域の経営者等の会合」が 50.1%と続く。日常的な業務や交流の中での施策情報を入手することが多い。「施策説明会」（11.3%）や「メールマガジン」（3.8%）など、能動的な情報入手による割合は低く、「ホームページ」でも 26.3%に留まる（中小企業庁、2015、p.70）。

前向きな企業が HP にアクセスして、公的支援を受けるための情報を得るといった経路に依存するだけでは、情報がうまく行き渡らないならば、コミュニティの中心的人物への知識の投下により、新知識が円滑に広まったことを参考に、「地域の企業ネットワークに密着した中小企業団体（安田、2013、p.169）」をコアとして政策情報を広めることが重要になる。また、安田（2014）では、信用保証制度が比較的良好な認知度をあげていること、中小企業のほとんどは金融機関とつながりを持つことから、金融機関が政策利用を含めたワンストップサービスの中核となることへの期待を表明している（pp.14-15）。

（3）施策受容能力と期待感

小規模企業が公的支援を受ける割合が低い理由は、支援情報が行き渡っていないことが一つの理由と考えられるが、それ以外にはどのような理由があるだろうか。安田（2014）は、企業規模と施策認識度の正相関に関して、

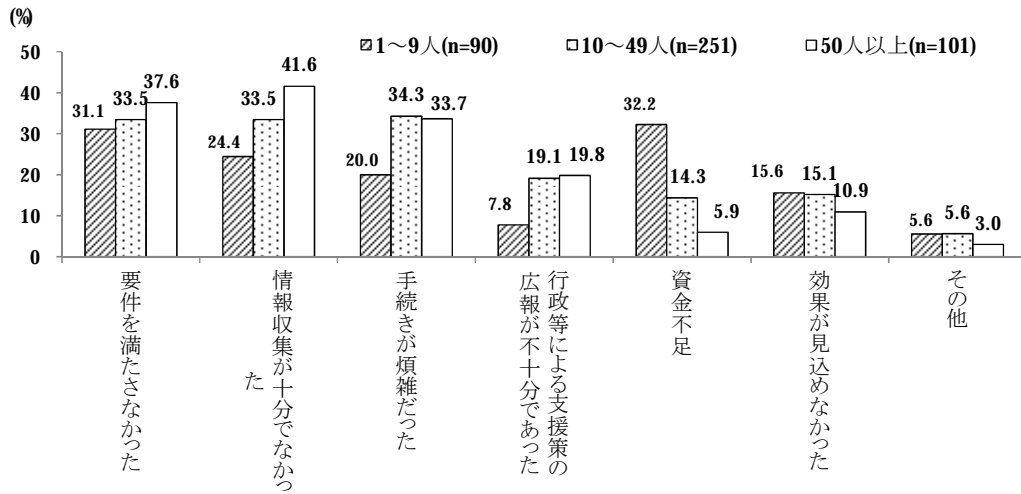
- ① 小さい企業は施策受容能力が乏しい
- ② 小さい企業は施策への期待感が乏しい

という二通りの解釈を提示している。施策の利用に格差がある現状について考察する上で重要な視点である。

当センターが実施したアンケート調査からは、公的支援策を利用できなかった理由として「情報収集が十分でなかった」以外には、「要件を満たさなかった」「手続きが煩雑だった」等が挙げられている（図表3-5）。小零細企業については「資金不足」が高い割合である。例えば、補助金は全額ではなく2分の1等の額を事後に支給されるといった制度が多く、そうした場合、残りの資金を調達するゆとりがないことが利用のハードルと捉えられている。一方で、「効果が見込めなかった」との回答割合は相対的に低い。上記の解釈との関連でみると、この結果からは施策への期待感が乏しいというよりも、経営資源の格差から施策受入能力に差が生じていることが、小規模企業の施策利用が少ない要因と考えられる。

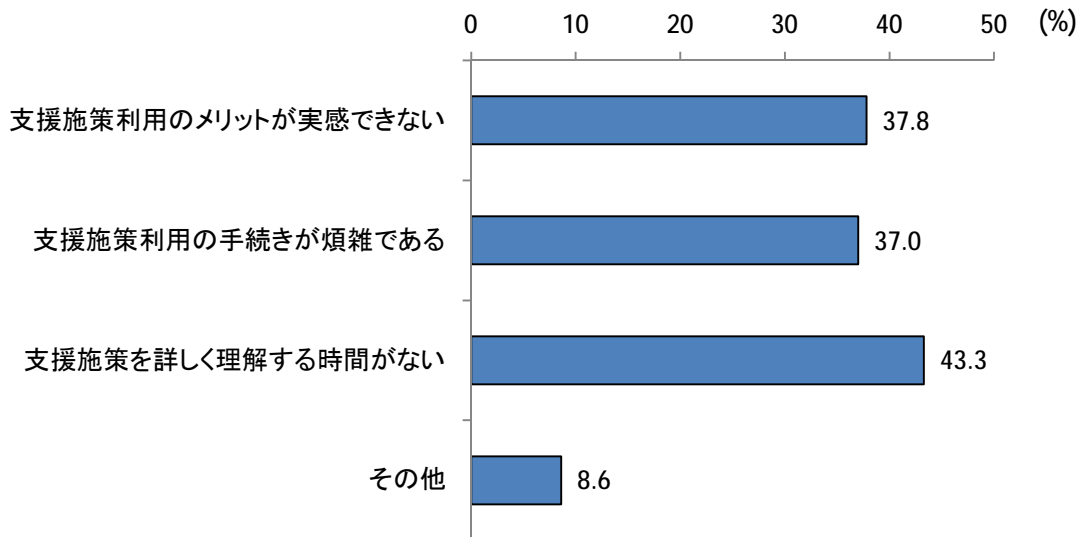
安田（2014）は、中小企業庁の支援施策を「利用したいと思わない」、「利用したくない」と思う理由をWEB調査で聞いている。それによると、「支援施策を詳しく理解する時間がない」が43.3%と最も多い（図表3-6）。ここからも、小規模企業は、業主も製造現場で作業に携わっていたり、1人で受注・営業活動を行っていたりする場合も多いため、情報を収集するゆとりがない企業が多いことが主たる要因と考えられる。

図表 3-5 公的支援策を利用できなかった理由



資料：大阪産業経済リサーチセンター『中小工業における規模間業績格差の要因について —大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査—』平成 26 年 3 月、図表 7-2-5 を転載。

図表 3-6 中小企業庁の支援施策を「利用したいと思わない」「利用したくないと思う」理由（複数回答）



資料：安田（2014） p.12 より。

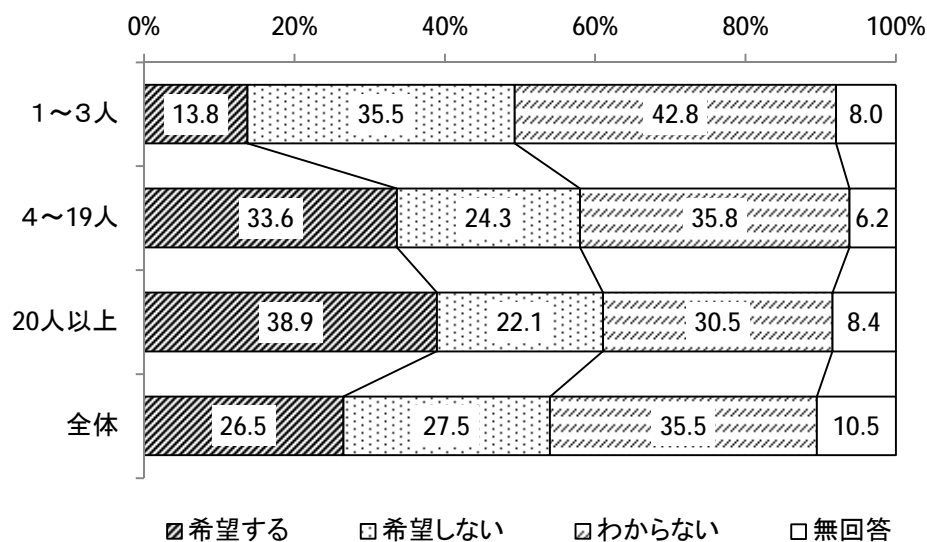
（注）2013 年 2 月に実施された「中小企業政策の普及に関するアンケート調査」（協力：株式会社マクロミル）による WEB 調査で、対象は全国の自営業者（515 人）、経営者・役員（515 人）。

施策の利用についての企業からの聞き取りでは、「分厚い書類を作成せねばならず、期限も厳守であり、時間的なゆとりのある従業員がいないため、当社も零細企業の時には無理で断念した」¹⁶、「補助金を獲得するのは、資金的余裕がある手馴れた所で、同じ顔ぶればかりになっている。そういう所は補助金なしでもやっていける。本当に欲しい所には行き渡らない」¹⁷、「研究開発の補助金は手間が多すぎて大変である。物を購入したらいちいち写真を撮って資料化しないといけない。慣れていけば、それほど面倒でないかもしれないが、たまにしか行わないので要領もわからず難しい。従業員が多いと、専属の担当者を配置して処理できるが、兼務だと手が回らない」¹⁸といった声が聞かれる。施策利用のためには手間隙がかかり、そうした余裕があるのは従業員規模の大きい企業との声が強い。

しかし、自営業者の回答が多い、前述のアンケート結果（図表3-6）では、「支援施策利用のメリットが実感できない」についても **37.8%**に達し、上記の「施策への期待感が乏しい」という解釈も、零細企業については有力である。

門真市が市内製造業に対して実施した調査によると、国や府の産業支援等の情報をメールやファックスにより情報発信することに対して「希望しない」企業は **27.5%**と、「希望する」企業（**26.5%**）と同程度である（図表3-7）。特に、従業者 **3** 人以下の事業所では、「希望しない」割合は **35.5%**に達する。

図表3-7 産業支援等の情報発信の希望の有無



資料：門真市産業振興課『門真市工業系企業実態調査および市民意識調査』平成24年3月より作成。

（注）全体には、従業者数不明を含む。

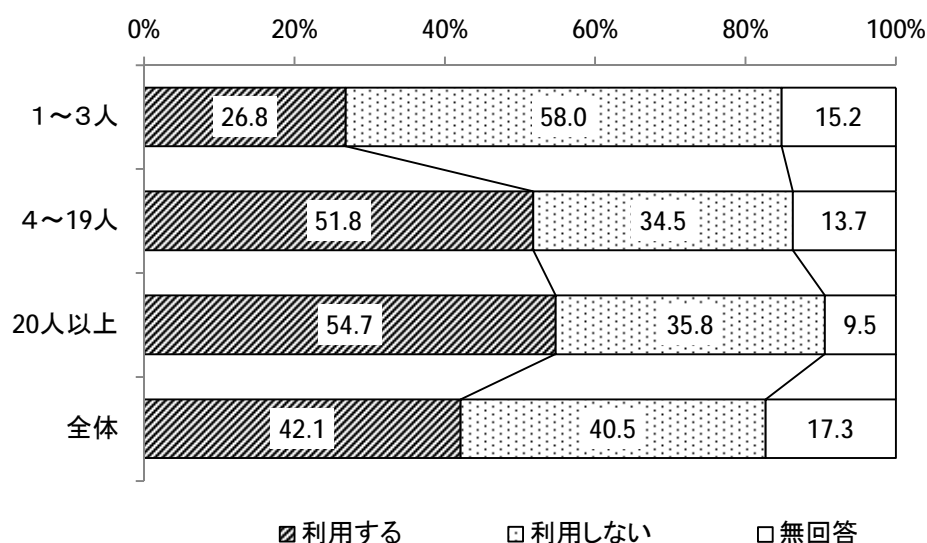
¹⁶ 大阪府内精密金属加工業経営者からの聞き取り（2015年9月29日）

¹⁷ 大阪府内金属プレス製造業経営者からの聞き取り（2015年12月16日）。

¹⁸ 大阪府内生産用機械器具製造業経営者からの聞き取り（2015年10月6日）

また、零細企業では事業の地理的範囲が狭く、支援企業が身近な地域にあれば利便性は高まると考えられる。しかし、そうした支援機関への期待が大きいかと思えば、3人以下の企業における「利用する」との回答割合は26.8%で、その割合が50%を超える4人以上の企業とは大きな隔たりがある（図表3-8）。零細企業を中心に、公的支援に無関心な企業が多いとも考えられる結果となっている。

図表3-8 中小企業サポートセンターの利用希望



資料：門真市産業振興課『門真市工業系企業実態調査および市民意識調査』平成24年3月より作成。

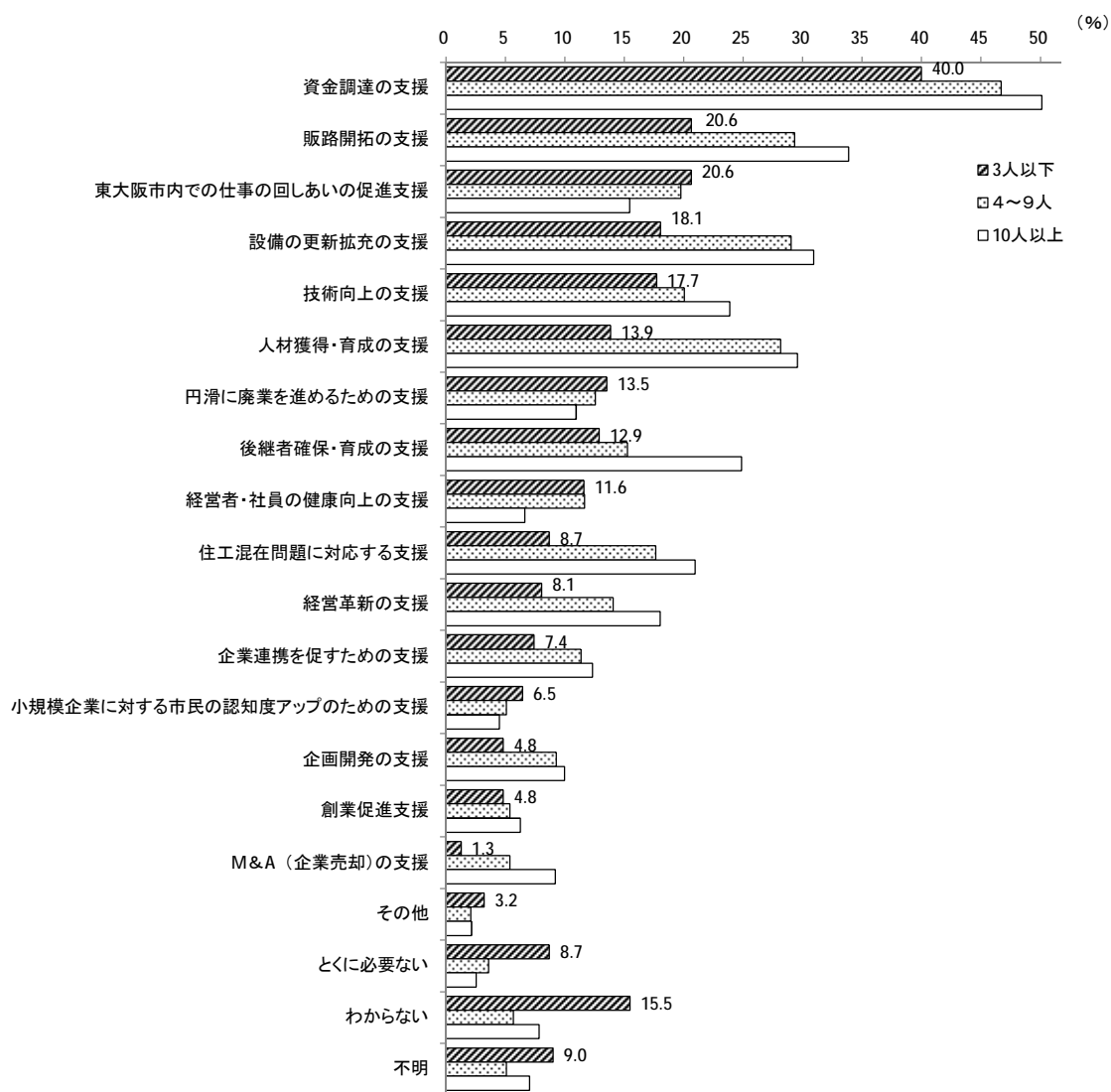
(注) 全体には、従業者数不明を含む。

こうした結果からは、小規模企業の中でも、相対的に規模が大きい企業は、施策利用ニーズが高く一定の利用が進んでいるが、小零細企業では経営資源が限定されていることにより、十分に使えない企業も存在する。一方、零細企業については、そもそも施策に対する期待感に乏しい企業も少なくないといったことが考えられる。

次に、小零細企業に必要な政策という観点で直接的に施策ニーズを捉えるとどうであろうか。東大阪市内製造業へのアンケート調査結果では、支援策が「特に必要ない」との回答は3人以下の企業でそれより大きな規模層の企業より高いが、それでも8.7%に留まり、何らかの施策を必要と考えている。小規模企業に必要な政策としては「資金調達の支援」が圧倒的に高い割合であり、以下、「販路開拓の支援」「設備の更新拡充の支援」「人材獲得・育成の支援」と続く。

これを9人以下の企業の回答と10人以上の企業の回答に分けてみると、必要とされる施策は同様の傾向にあるものの、概ね10人以上の企業での回答割合の方が高い(図表3-9)。

図表 3-9 小規模製造業（9人以下）に対して必要な政策（複数回答）



出所：一般社団法人大阪自治体問題研究所・東大阪産業政策会議（2014）より作成。

10人以上の企業では、自社のことではなく、一般的な小規模製造業を想定して回答していると考えられる。これに対して、当事者である9人以下の企業では、自社の状況に合わせて回答しているため、各社の事情によって必ずしも各支援を必要としない。例えば、受注型で販路開拓の必要性を感じずにいる企業や、業主と家族だけで事業を営むため新たな人材確保が不要といった場合には必要な施策として「販路開拓の支援」や「人材獲得・育成の支援」には回答しないといった具合である。

興味深いのは9人以下の回答が10人以上の回答を上回る項目であり、特に3人以下の零細企業では「東大阪市内での仕事の回しあいの促進支援」の回答割合が高く、企業存続のために地域で「仲間」が必要な状況を反映しているとみられる。「円滑に廃業を進めるため

の支援」では**9**人以上の回答が上回っており、特に**3**人以下の零細企業で高い割合となっているのは、自らの退職を廃業と考えている企業が少なからず存在することを示すものである。「後継者確保・育成の支援」では**10**人以上の回答が上回るのと対照的である。

これまでみてきたように、小規模企業は経営資源が乏しいために施策利用が進みにくいという面があり、零細企業についてはそもそも施策への期待感に乏しい要因もみられる。そうした企業についても、施策が身近に感じられれば施策を利用するといったこともみられる。課題解決において、小規模企業にとって手軽な施策を活用し、施策利用の経験をするとともに経営改善する中で新たなチャレンジをするために、一般的な中小企業支援策を活用していくという二段構えの支援施策の活用が有効であろう。

4. 小規模事業経営支援事業

前述したように、公的支援に関する情報の入手先としては「商工会議所・商工会」「金融機関」が、いずれの規模層においても最も高い割合となっている。小規模企業に政策を届けるには、こうした機関を活用することが有効であり、経営課題を解決していく上で身近な支援を受けていくことが重要である。そうした観点から、大阪府における小規模事業経営支援事業についてみておこう。

「小規模事業経営支援事業」は、小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取り組みができるように支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援するため、商工会若しくは商工会議所又は大阪府商工会連合会が実施する事業である。この事業には、大阪府が補助金を交付しており、経営相談支援事業と地域活性化事業等がある。

経営相談支援事業は、商工会等の経営指導員が小規模事業者に対して、経営課題の整理・課題解決に向けた支援施策や支援機関の活用の提案・記帳支援・金融支援・事業計画作成支援などを実施している。税務・法律・労務・倒産防止などの専門的な相談については、専門家による相談等が実施される。

一方、地域活性化事業は、創業や経営革新をはじめとした各種セミナーの開催や、地域ブランド戦略の策定、ものづくり・商業の活性化、展示商談会、求人・求職マッチング等の事業により地域産業の活性化を図っている。

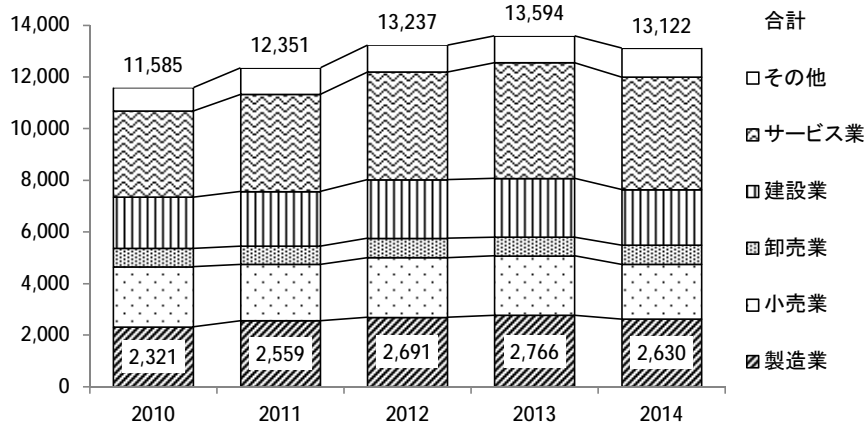
(1) 経営相談支援事業の概況

経営相談支援事業は、**2008**年度から、①補助金の削減、②人件費から事業費補助への転換、③事業目標の設定と事業評価制度の導入による実績主義の強化、といった制度改革がなされ、**2010**年度からはカルテ方式を導入された¹⁹。カルテ方式では、事業者の課題把握から支援結果の把握に至る支援過程の記録が行われ、支援実績や成果が「見える化」されている。支援メニューは、「課題把握」「支援実施」「支援結果」の各プロセスに分かれ、それぞれの内容に応じて**1**万円から**5**万円までの補助メニュー単価が設定されている。

¹⁹ 当制度に関する大阪府における制度改革については、越村（2015）参照のこと。

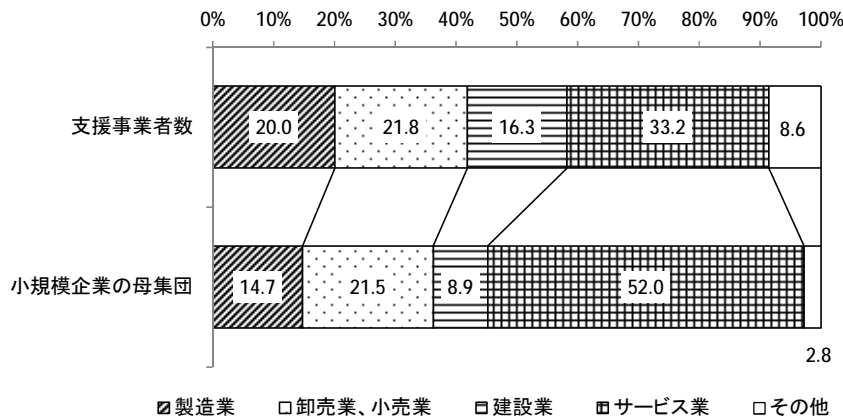
経営相談支援事業の支援事業者数は、増加傾向にあったが、**2014**年度にはやや減少した（図表3-10）。

図表3-10 経営相談支援事業の支援事業者数



資料：大阪府経営支援課ウェブサイトより作成。

図表3-11 支援事業者数と小規模企業の母集団の構成比（大阪府、2014年）



資料：大阪府経営支援課ウェブサイト及び総務省「平成26年経済センサス基礎調査」より作成。

（注）小規模企業の母集団は、大阪府内の**2014**年における小規模企業者数**244,985**の業種別内訳。ただし、小規模企業者は、産業大分類で「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」は、企業常用雇用者規模**20**人以下の企業。「卸売業、小売業」及び、「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」（以上をここでは「サービス業」とした）は企業常用雇用者規模**5**人以下の企業とした。このため、中小企業基本法の定義に基づく企業数とは一致しない。

2014年における支援事業者の業種別構成比をみると、サービス業が最も多く、製造業は20.0%である（図表3-11）。ただし、経済センサスからみた小規模企業の構成比は、製造業が14.7%であることと比べると、支援対象となった企業は、製造業が多い。

（2）支援メニューの動向

支援メニューについては、2010年度から、支援事業者ごとに①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を「見える化」するカルテ方式が導入されている。具体的なメニューについては、越村（2015）は、「法律等に指定された事務的な手続きが中心となる定型型支援と、状況によって多様な解決策の検討が求められる戦略型支援」とに区分している。この区分によって、具体的なメニューを分類すると、図表3-12のようになる。

図表3-12 経営相談支援事業のメニュー及び単価（2014年度）

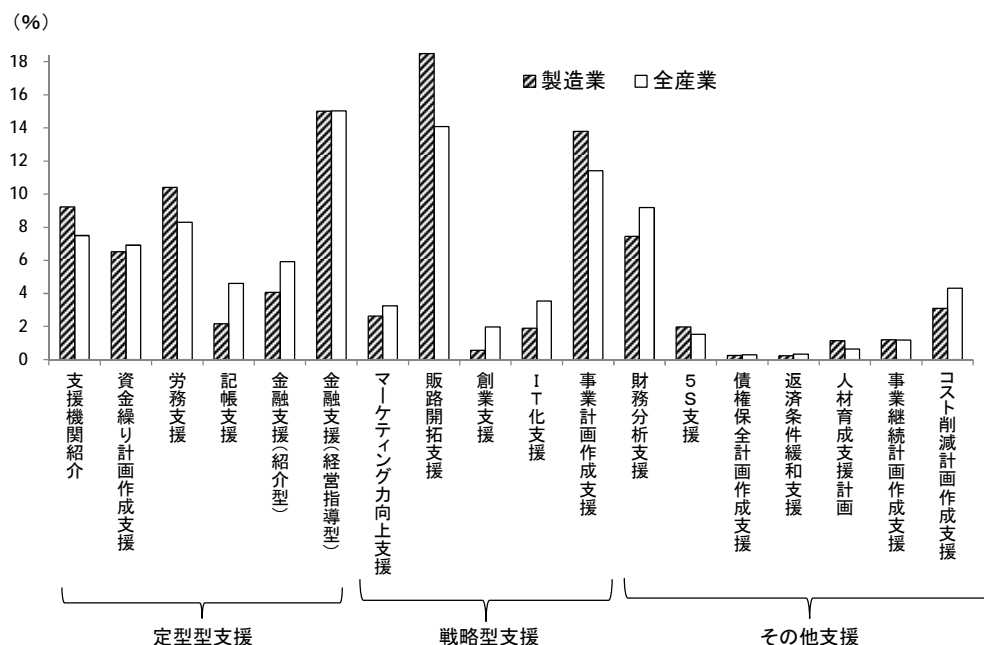
| 工程 | 内 容 | 単 価 | | |
|----------------|---|----------------|-------------------|------------|
| 1. 課題把握とサービス提案 | ◇事業所からの相談 ◇事業所の経営状況等及びニーズの把握 ◇課題の分析 ◇支援方針の検討 ◇課題解決に向けたサービスの提案 | 25,000円/企業 | | |
| | ◇サービス提案書に基づく事業所の具体的な支援 | | | |
| 2. 具体的支援の実施 | 定型型支援 | ① 支援標準へのつなぎ | 10,000円/企業 | |
| | | ② 金融支援（紹介型） | 30,000円/支援 | |
| | | ③ 金融支援（経営指導型） | 40,000円/支援 | |
| | | ⑤ 資金繰り計画作成支援 | 20,000円/企業 | |
| | | ⑥ 記帳支援（1年限り） | 25,000円/企業 | |
| | | ⑦ 労務支援（3回限り） | 20,000円/企業 | |
| | | ⑨ マーケティング力向上支援 | 20,000円/企業 | |
| | | ⑩ 販路開拓支援（3回限り） | 20,000円/企業 | |
| | | ⑪ 事業計画作成支援 | 50,000円/事業分野 | |
| | 戦略型支援 | ⑫ 倉庫支援 | 20,000円/企業 | |
| | | ⑬ IT化支援 | 20,000円/企業 | |
| | | その他支援 | ④ マルチ経営等の返済条件緩和支援 | 20,000円/企業 |
| | | | ⑧ 人材育成計画作成支援 | 20,000円/企業 |
| | ⑬ 事業継続計画（BCP）作成支援 | | 20,000円/企業 | |
| | ⑭ コスト削減計画作成支援 | | 20,000円/企業 | |
| | ⑮ 財務分析支援 | | 10,000円/企業 | |
| | ⑯ 5S支援（1年限り） | 10,000円/企業 | | |
| | ⑰ 債権保全計画作成支援（1年限り） | 10,000円/企業 | | |
| | ⑲ 独自支援 | 協議による | | |
| 3. 支援結果の把握・報告 | ◇具体的な支援の提案事項の活用状況・成果、企業満足度の把握 ◇可能な限りの定量的な成果の把握と努める | 10,000円/企業 | | |

資料：大阪府経営支援課ウェブサイト資料から抜粋したメニューを越村(2015)により分類。

2014年度におけるメニュー利用実績をみると、全業種では「金融支援（経営指導型）」が最も多く、以下、「販路開拓支援」「事業計画作成支援」「財務分析支援」と続く。製造業についてみると、「販路開拓支援」が最も多く、以下、「金融支援（経営指導型）」「事業計画作成支援」「労務支援」となっている。製造業では、「販路開拓」や「労務支援」「事業計画作成支援」での利用が多いことが特徴であり、「記帳支援」「金融支援（紹介型）」「財務分

析支援」「コスト削減計画作成支援」などでの利用は全業種と比べて少ない。

図表 3-13 経営相談支援事業メニュー別構成比の比較（2014 年度）



資料：大阪府経営支援課資料より作成。

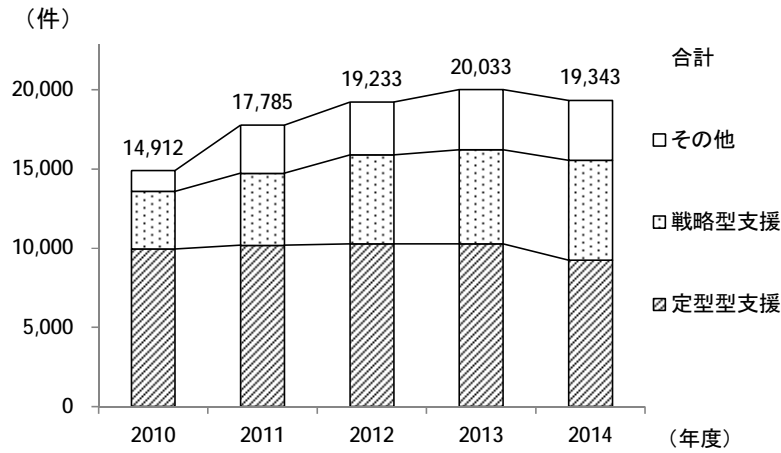
(注) 図表 3-10 の 2. 具体的支援の実施①～⑯合計における構成比。なお、業種別の動向は、ウェブサイト公表データでは不明のため、過年度からの継続案件を除く資料に基づく。このため、全業種の合計数についても、ウェブサイト公表値とは一致しない。

メニュー利用実績の経年変化については、越村（2015）では、定型型支援の伸び悩みと、戦略型支援の大幅増という 2010 年度から 2013 年度の状況に対して、改革後の仕組みが各商工会・商工会議所等の「経営指導員が難易度の高い支援に取り組むインセンティブとして機能している（p.21）」と評価している。

全体の動きを 2014 年度までの推移をみると、定型型支援とされる「記帳支援」「支援機関紹介」の減少が確認できる（図表 3-14、図表 3-15）。これは支援の高度化の影響とみることができるが、「記帳支援」は、「1 年限り」しか利用が認められないので、支援を受けたい企業が一巡したために減少傾向にあるとみられる。

戦略型支援は、増加傾向が続いている。2012 年度までの増加に大きく寄与したのは「販路開拓」である。2013 年度以降は、「販路開拓」が減少に転じる中で、小規模事業者持続化補助金の申請のため「事業計画作成支援」の増加が大きく寄与し、「戦略型支援」は増加を続けた。

図表 3-14 支援メニューの推移（全産業）

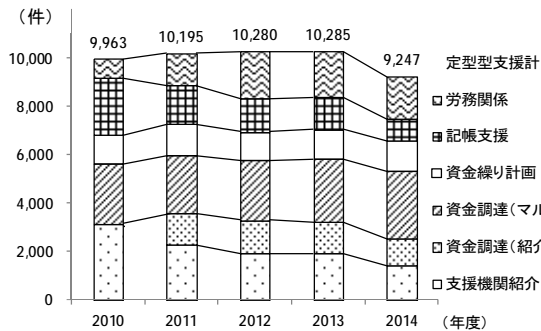


資料：大阪府経営支援課ウェブサイトより作成。

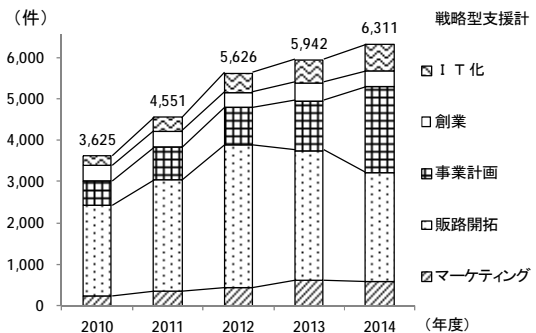
（注）定型型支援、戦略型支援の内訳は、図表 3-10 を参照。

図表 3-15 支援メニュー別内訳の推移（全産業）

① 定型型支援



② 戦略型支援



資料：大阪府経営支援課ウェブサイトより作成。

（注）2010年度の資金調達（紹介型）は、支援機関紹介に含む。

（3）製造業における支援メニューの利用動向

製造業について、支援メニュー利用の推移をみると、全産業と同様に2013年度まで増加傾向にあった件数が、2014年度には減少に転じている。「定型型支援」「その他支援」ともに減少したことに加えて、全産業では増加した「戦略型支援」が製造業では減少に転じた。

「定型型支援」の減少は、「支援機関紹介」が大きく減少したことが最も大きな要因である。「記帳支援」「金融支援（紹介型）」も減少傾向が続いたが、「金融支援（経営指導型）」「資金繰り計画作成」は増加傾向にあり、難易度の高い支援に移行していることが窺える。

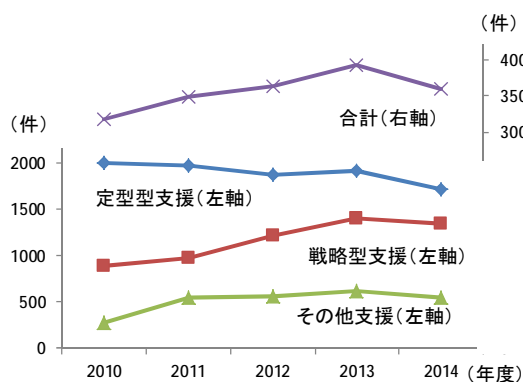
「戦略型支援」については、「販路開拓支援」は2012年度まで増加傾向にあったが、2013年度以降減少した（図表 3-16）。これは、展示会への出展等、地域活性化事業としても支

援されていることが考えられる。一方、「事業計画作成支援」が急増している。これは、国のものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金等を獲得する上で、事業者が「事業計画」を作成するために支援メニューを活用したことによるとみられる。

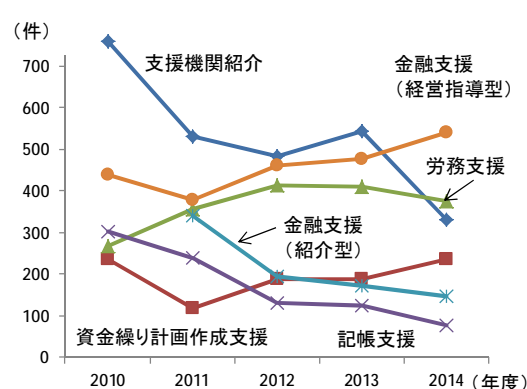
「その他の支援」は、2011年度に急増した後、横ばいで推移している。具体的なメニューをみると、2011年度には「返済条件緩和支援」と「BCP作成支援」が増加した。2011年3月に東日本大震災が起きたことから、その影響で返済条件緩和を求めたり、南海トラフ地震等の今後のリスクに備えて事業継続計画を作成したりする機運が高まったことを反映していると考えられる。これら2つのメニューは2012年度には減少したが、同年に「財務分析支援」が大きく伸び、その後もそれ以前と比べて高い水準で推移している。「コスト削減計画作成支援」「5S支援」も2010年度当初と比べて高い水準で推移している。

図表3-16 支援メニューの推移（製造業）

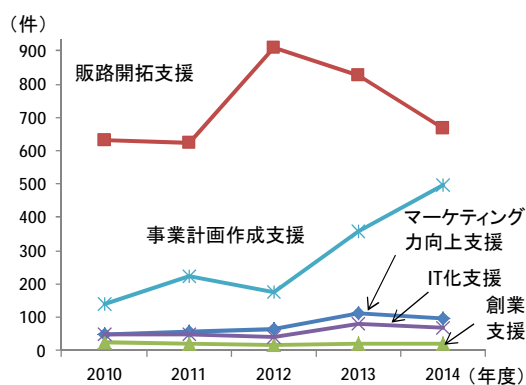
① 類型別



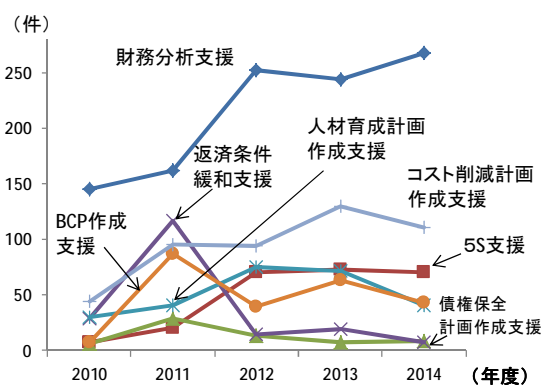
② 定型型支援



③ 戦略型支援



④ その他支援



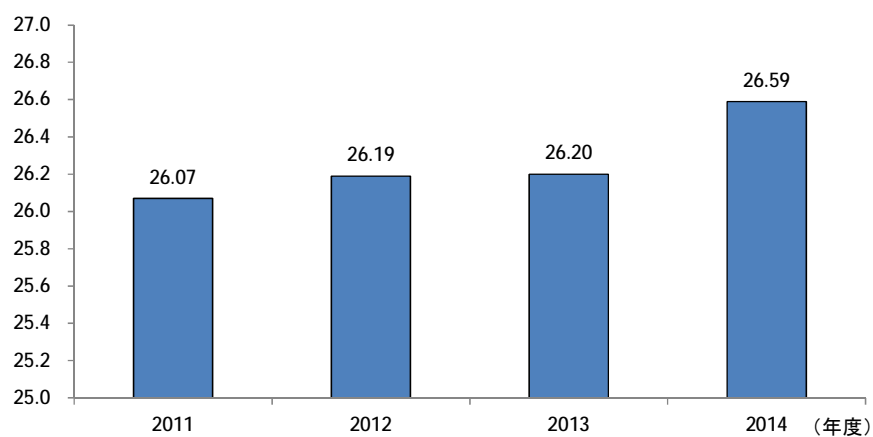
資料：大阪府経営支援課資料より作成。

(注) 過年度からの継続案件を除く。2010年度の金融支援（紹介型）は、支援機関紹介に含む。

(4) 支援に対する評価

経営相談について支援を完了した事業者に対する利用者満足度の結果は、30 点満点中の 26 点台と高水準で推移している（図表 3-17）。引き続きこの高水準が維持できるよう、確認していく予定である。

図表 3-17 利用者満足度（全産業）



資料：大阪府経営支援課ウェブサイトより作成。

（注）項目は、「課題を見つけるのに役立ったか」「課題解決の提案は適切だったか」「課題の解決につながったか」「対応は良かったか」「経営力の向上につながりそうか」について各 6 点満点、合計 30 点満点における平均点。

第4章 おわりに

小規模企業は、地域資源を活かしたり、小回りがきいた財・サービスを提供したりすることにより、域内外の顧客のニーズを満たしている。また、高齢者等を含めた雇用の維持・創出に貢献している。さらに、地域での祭りへの参加や町内会の役員になるなど地域経済社会の担い手としての重要な役割を果たしている。しかし、小規模企業は、景況の改善が遅れており、中小企業の中でも減少が激しい規模層である。

こうした状況の下で、近年、小規模企業に対する関心が高まり、**2013**年以降小規模企業関連**3**法が制定されるなど、支援強化の取組も進んでいる。地方においても中小企業の振興に関する振興条例を制定する中で、小規模企業について言及する都道府県が増加している。

製造業は、地域経済の成長にとって重要な域外からの需要を獲得できる有力な産業であるが、大阪府では、他の主要府県と比べて小規模製造業が高い割合を占めている。雇用面でも小規模事業所が果たす役割が大きい。

しかし、大阪府内製造業の小規模事業所数は、昭和**58**年をピークに減少が続いており、特に、小規模事業所の減少率は**56.0%**減と中大規模事業所の**41.4%**減を大きく上回る減少率であり、存立が極めて厳しかったことを示している。経営上の課題は、「受注単価が低い」を筆頭に受注に関するものが多い。

厳しい経営状況にあるものの、公的な支援は最近**10**年間で利用経験がないという企業が**4**分の**1**程度あり、規模が小さいほど、そうした傾向が強い。具体的施策の利用については、資金繰りへの支援以外では、規模が小さいほど、利用割合が低い。

小規模企業は、経営資源に乏しく情報弱者であり、公的支援を活用する余裕に乏しい可能性があるが、零細企業については、公的支援に期待していない企業割合も高いとみられる。

こうした状況の下では、地域に密着して顔の見える関係にある商工会・商工会議所等の経営指導員が訪問して支援のきっかけを作ることが重要である。経営相談支援事業は、商工会等の経営指導員が小規模事業者に対して、経営課題の整理・課題解決に向けた支援施策や支援機関の活用の提案・記帳支援・金融支援・事業計画作成支援などを実施している。

2014年度におけるメニュー利用実績は、製造業についてみると、「販路開拓支援」が最も多い。**2010**年度から**2014**年度への増減をみると、「支援機関紹介」や「記帳支援」などの「定型型支援」が減少傾向にあり、「事業計画作成支援」などの「戦略型支援」は増加傾向にある。「その他の支援」は、「財務分析支援」「コスト削減計画作成支援」「**5S**支援」が**2010**年度当初と比べて高い水準で推移している。

小規模企業、その中でも特に零細企業については、厳しい経営状況にあるにも関わらず、公的支援施策について無関心に見える。それには、人的・資金的な制約から施策を利用したくてもできない、そもそも施策情報を入手するゆとりもない、といったことが考えられるが、各種のアンケートをみる限り、期待感さえ乏しいように見受けられる。中小企業施

策一般については、手続きが煩雑であったり要件が厳しかったりといった場合に、そもそも施策の利用が念頭にないという企業も少なくない。一般的な情報として施策について見聞きしても自社に関係ある話として認識されない恐れがあり、身近な企業が施策を利用しはじめて、自らも利用を検討するようになることも少なくない。実際、ものづくり補助金の情報は、同業者が獲得したことを業界組合で知って利用することになったという声を耳にする²⁰。

こうした状況では、公的支援による経営改善をまず身近に感じられることが重要である。中小企業施策一般についてハードルが高いと感じる零細企業には、身近な存在である商工会・商工会議所等の経営指導員とともに、経営課題の整理や課題解決に向けた経営相談支援事業を利用することからはじめ、経営革新等さらに高度な事業を活用し、経営改善をしていくことが望まれる。

²⁰ 大阪府内家具製造業経営者からの聞き取り（2015年7月1日）。

参考文献

- 植田浩史 (2007) 『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社
- 一般社団法人大阪自治体問題研究所・東大阪産業政策会議 (2014) 『東大阪市のものづくりを
発展させるための調査報告書』2014年3月
- 大阪産業経済リサーチセンター (2014) 『中小工業における規模間業績格差の要因について
—大阪府内製造業の受注及び経営状況に関する調査—』平成26年3月
- 岡田知弘・高野祐次・渡辺純夫・西尾栄一・川西洋史 (2010) 『中小企業振興条例で地域を
つくる—地域内再投資力と自治体政策』自治体研究社
- 柿沼重志・中西信介 (2013) 「中小企業・小規模事業者政策の現状と今後」『立法と調査』
No.344、参議院事務局企画調整室編集・発行
- 越村惣次郎 (2015) 「小規模企業政策に関する一考察—大阪府の制度改革を事例として—」
大阪産業経済リサーチセンター『産開研論集』第27号、pp.13-24
- 佐藤芳雄編著 (1981) 『巨大都市の零細企業』日本経済評論社
- 関満博・加藤秀雄 (1990) 『現代日本の中小機械工業』新評論
- 全国商工団体連合会「中小企業振興条例制定時自治体一覧」
<http://www.zenshoren.or.jp/chiiki/shoukibo/index.html>
- 中小企業庁編 (2015) 『2015年版小規模企業白書～はばたけ！小規模事業者～』日経印刷
株式会社
- 中小企業庁経営指導部小規模企業振興課 (2016) 「経営発展支援計画に関する認定申請ガイ
ドライン」Ver.3.0、平成28年1月
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2016/160105nintei1.pdf>
- 本多哲夫 (2013) 『大都市自治体と中小企業政策—大阪市にみる政策の実態と構造—』同友
館
- 八尾市 (2003) 『八尾市製造業の立地に関する実態調査報告書』
- 安田武彦 (2013) 「中小企業政策と小規模企業—中小企業政策は多数派にどのように届くの
か—」『経済論集』
- 安田武彦 (2014) 「中小企業政策情報の中小企業への認知普及—小規模企業を対象にした考
察—」(RIETI Discussion Paper Series 14-J-049)
- 横倉尚 (1984) 「中小企業」小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎『日本の産業政策』東京大
学出版会、pp.445-465
- 渡辺俊三 (2015) 「小規模企業振興基本法の制定と中小企業政策の新展開」名城大学経済・
経営学会『名城論叢』第15巻第4号、pp.75-85
- 渡辺幸男 (1997) 『日本機械工業の社会的分業構造—階層構造・産業集積からの下請制把握
—』有斐閣
- 和田寿博 (2014) 「中小企業基本条例制定と中小企業振興の課題」『地域創生研究年報第9
号』pp.79-91



大阪産業経済リサーチセンター 平成 28 年 3 月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 24 階／電話 06(6210)9937